

# 西宮市自殺対策計画

～気づく つながる 支える いのち～



令和6（2024）年3月

西宮市



## “誰も自殺に追い込まれることのない西宮市” の実現をめざして

我が国の自殺対策は、平成18年に「自殺対策基本法」が制定されて以降、これまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺が広く「社会の問題」と認識されるようになり、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実な成果を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大後、全国的に女性や子供・若者の自殺者数が増加し、令和2（2020）年には自殺者数が11年ぶりに前年を上回りました。更に令和4（2022）年には、小中高生の自殺者数が過去最多となっています。



このような中、本市では、地域の実情に応じた総合的な自殺対策を推進するため、新たに「西宮市自殺対策計画」を策定しました。本計画では、本市の既存事業を自殺対策の視点から検証し、アンケート調査等から本市の現状や課題を明らかにした上で設定した8つの基本目標に基づき、自殺対策を「生きるための包括的な支援」として取り組んでいくこととしています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には精神保健上の問題だけでなく、生活や経済にまつわる様々な社会的要因があると言われています。今後は、本市の様々な分野の施策において自殺対策の視点を持ち、「誰も自殺に追い込まれることのない西宮市」の実現を目指して取り組んでまいります。市民の皆さま、関係機関・団体、企業、行政等がそれぞれの立場で協働、連携して本計画の推進に努めてまいりますので、より一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「西宮市自殺対策ネットワーク会議」の皆さまをはじめ、アンケート調査等にご協力いただいた皆さま、及び関係者の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和6（2024）年3月

西宮市長  
石井登志郎



## 目次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的事項            | 1  |
| 1 計画の背景と趣旨              | 2  |
| 2 計画の位置づけ               | 3  |
| 3 計画の期間                 | 4  |
| 4 計画の策定体制               | 5  |
| 5 自殺対策と持続可能な開発目標 (SDGs) | 6  |
| 第2章 西宮市における自殺の現状        | 7  |
| 1 統計からみる西宮市の現状          | 8  |
| 2 アンケート調査結果             | 18 |
| 3 課題のまとめと方向性            | 26 |
| 第3章 計画の基本的な考え方          | 28 |
| 1 基本理念と基本認識             | 30 |
| 2 基本方針                  | 32 |
| 3 数値目標                  | 34 |
| 4 施策体系                  | 35 |
| 第4章 自殺対策の取組             | 37 |
| 1 自殺対策を推進するネットワークの強化    | 38 |
| 2 自殺対策を支える人材の育成         | 40 |
| 3 市民への啓発と周知             | 41 |
| 4 生きることの促進要因への支援        | 44 |
| 5 子ども・若者への支援            | 48 |
| 6 働き世代への支援              | 52 |
| 7 高齢者への支援               | 53 |
| 8 女性への支援                | 56 |
| ◇ 生きる支援の関連施策            | 57 |
| ◇ 評価指標                  | 60 |
| 第5章 計画の推進体制と進行管理        | 63 |
| 1 計画の推進体制               | 64 |
| 2 進行管理                  | 64 |
| 資料編                     | 65 |
| 1 西宮市自殺対策推進本部設置要綱       | 66 |
| 2 計画の策定経過               | 67 |
| 3 用語集                   | 68 |

### 「自殺」と「自死」の表現について

本計画では、いのち支える自殺対策推進センターの「自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引」の内容を踏まえ、「自殺」については、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉え、その行為の防止策等について記載する場合に使用し、一方で、遺族や遺児に関する表現については、「自殺」という行為自体が焦点となっているわけではないため、遺族の心情に配慮した表現として「自死」という言葉を使用します。自殺対策の取組を進める中においても、どちらか一方に統一するのではなく、関係性や状況に応じた丁寧な使い分けをしていくことが重要と考えます。

# 第1章 計画の基本的事項



---

## I 計画の背景と趣旨

---

我が国の自殺者数は、自殺対策基本法の制定以降、国をあげて自殺対策が総合的に推進された結果、年々減少傾向となっていました。依然として年間2万人を超える状況が続いています。

国では、平成28（2016）年に「自殺対策基本法」が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての都道府県及び市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられました。また、平成29（2017）年に「自殺総合対策大綱」の抜本的な見直しが行われました。

このような中、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症拡大後、女性や子供・若者の自殺が増加、また、人との接触機会の減少により孤立に陥る人や支援を必要とする人の増加等、社会全体の自殺リスクは高まっているといえます。

令和4（2022）年10月には、新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、コロナ禍の自殺の動向も踏まえ、総合的な自殺対策の更なる推進・強化が進められています。

また、兵庫県においては平成29（2017）年に「兵庫県自殺対策計画」が策定され、令和5（2023）年5月には新たな「自殺総合対策大綱」の内容を踏まえた「兵庫県自殺対策計画（中間見直し）」を公表しました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、多様な社会的要因があることが知られており、自殺対策を進めるためには、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携により、「生きることの包括的な支援」として実施していくことが重要です。

西宮市では、平成25（2013）年に策定した「新・にしのみや健康づくり21（第2次）西宮市健康増進計画」における「こころの健康」分野に基づき、自殺対策を推進してきました。今回、新たに「西宮市自殺対策計画」（以下、本計画という。）を策定することで、庁内及び関係機関・団体等の連携を強化し、自殺対策のより一層の推進を目指します。

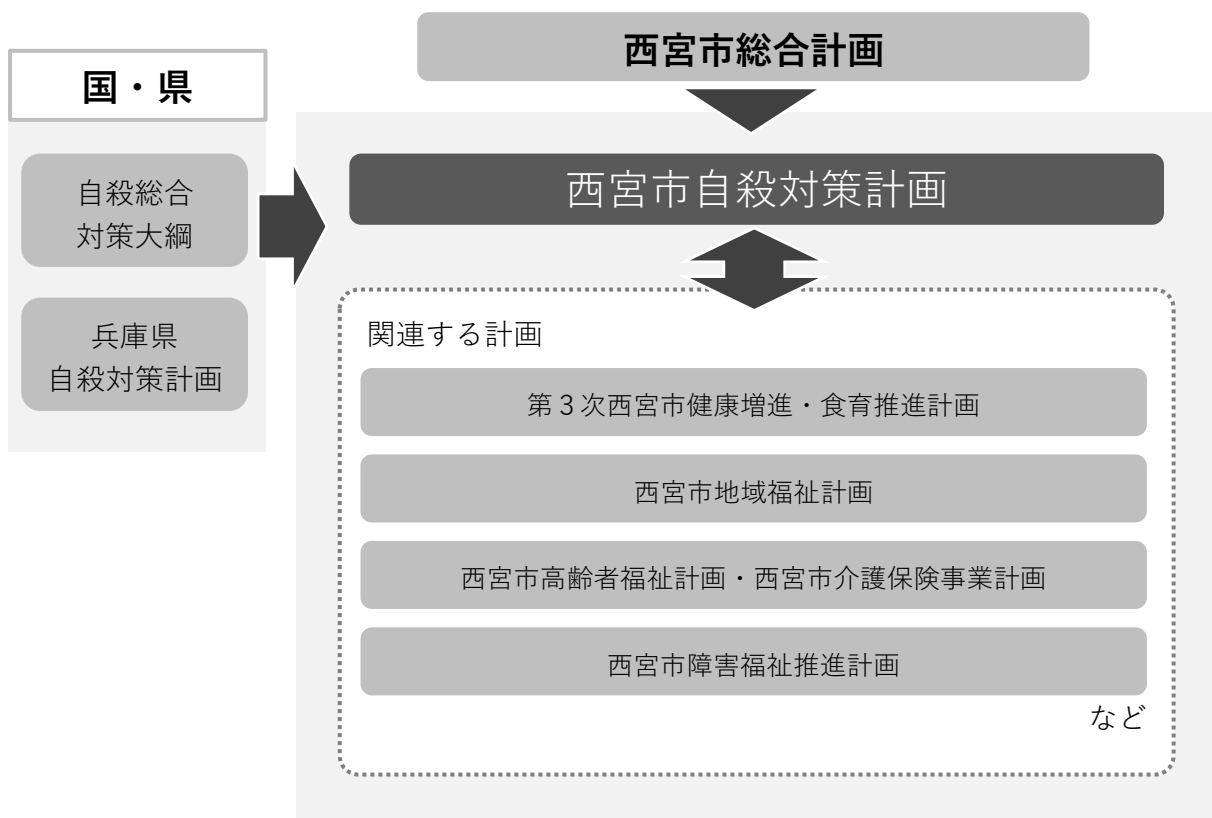


## 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、市町村における自殺対策の基本的な計画として策定するものです。

本計画は、市の最上位計画である「西宮市総合計画」の個別計画と位置づけ、「西宮市健康増進計画」をはじめとした医療・保健・福祉分野等の関連計画や国の「自殺総合対策大綱」及び兵庫県の「兵庫県自殺対策計画」との整合を図るものとします。

### ■計画の位置づけ



### 3 計画の期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和17（2035）年度までの12年間とします。  
 なお、中間年である令和11（2029）年度において評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

#### ■計画の期間

| 令和6<br>(2024)<br>年度                   | 令和7<br>(2025)<br>年度 | 令和8<br>(2026)<br>年度 | 令和9<br>(2027)<br>年度 | 令和10<br>(2028)<br>年度 | 令和11<br>(2029)<br>年度 | 令和12<br>(2030)<br>年度 | 令和13<br>(2031)<br>年度 | 令和14<br>(2032)<br>年度 | 令和15<br>(2033)<br>年度 | 令和16<br>(2034)<br>年度 | 令和17<br>(2035)<br>年度 |
|---------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 第5次西宮市総合計画<br>(後期基本計画)                |                     |                     |                     |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |
| 第3次西宮市健康増進・食育推進計画                     |                     |                     |                     |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |
| 西宮市自殺対策計画 ～気づく つながる 支える いのち～<br>【本計画】 |                     |                     |                     |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |
|                                       |                     |                     |                     |                      | 中間評価                 |                      |                      |                      |                      |                      |                      |

## 4 計画の策定体制

### (1) 西宮市自殺対策推進本部での審議及び決定

「西宮市自殺対策推進本部」を設置し、計画の最終審議及び決定を行いました。

### (2) 西宮市自殺対策ネットワーク会議・西宮市自殺対策庁内連絡会議での検討

管内の関係機関で構成する西宮市自殺対策ネットワーク会議及び関係課で構成する西宮市自殺対策庁内連絡会議を設置しました。両会議では、計画素案の検討、目標指標の設定等、計画内容の調整と検討にあたりました。

### (3) 健康に関するアンケート

市民の健康に対する意識や健康づくりの実践状況等について尋ね、計画策定の基礎資料として活用することを目的としてアンケート調査を実施しました。

| 項目    | 内容                                    |
|-------|---------------------------------------|
| 調査対象者 | 西宮市在住の20歳以上の3,000人（無作為抽出）             |
| 調査期間  | 令和4（2022）年11月16日<br>～12月5日            |
| 調査方法  | 郵送による調査票の配布・郵送による調査票の回収、<br>又はWEBでの回答 |
| 配布数   | 3,000件                                |
| 有効回収数 | 943件                                  |
| 有効回収率 | 31.4%                                 |

### (4) 市民意見の聴取及び反映

本計画の策定にあたり、計画素案に対して市民から広く意見を伺うため、パブリックコメントを実施しました。

## 5 自殺対策と持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 (2015) 年の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」とその 17 の「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。SDGs (Sustainable Development Goals) では、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。

自殺対策は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念のもと、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。

この考えは、「誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標である SDGs の理念と合致するものであり、自殺対策は、SDGs の達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。

本計画においては、SDGs の視点を意識し、地域や関係団体及び関係機関等と連携のもと、自殺対策を推進します。



資料：国際連合広報センター

### 本計画に特に関連する SDGs 項目



## 第2章 西宮市における自殺の現状



# I 統計からみる西宮市の現状

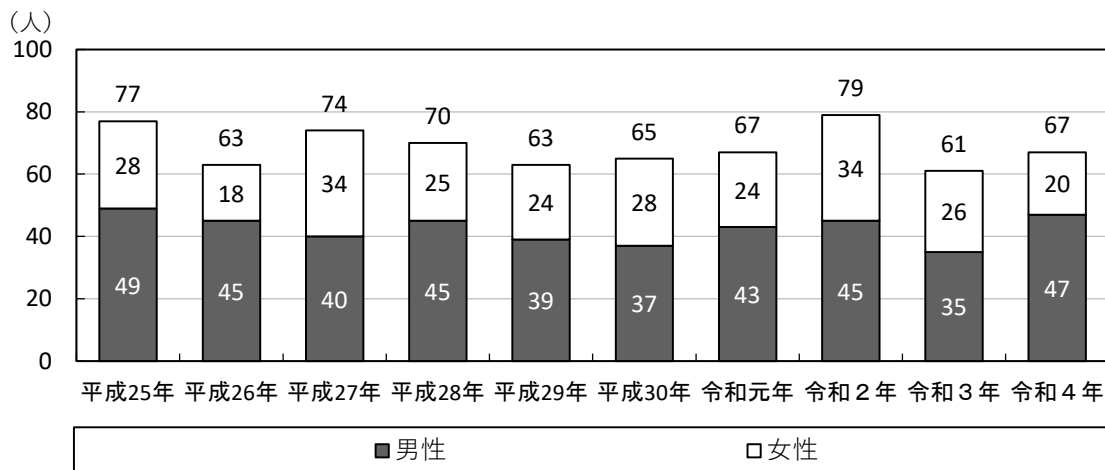
## (1) 自殺者数

### ① 自殺者数の推移

本市の自殺者数は、平成29（2017）年以降、60人台で推移していました。なお、令和2（2020）年に79人に増加しましたが、令和3（2021）年以降、再び60人台に転じています。

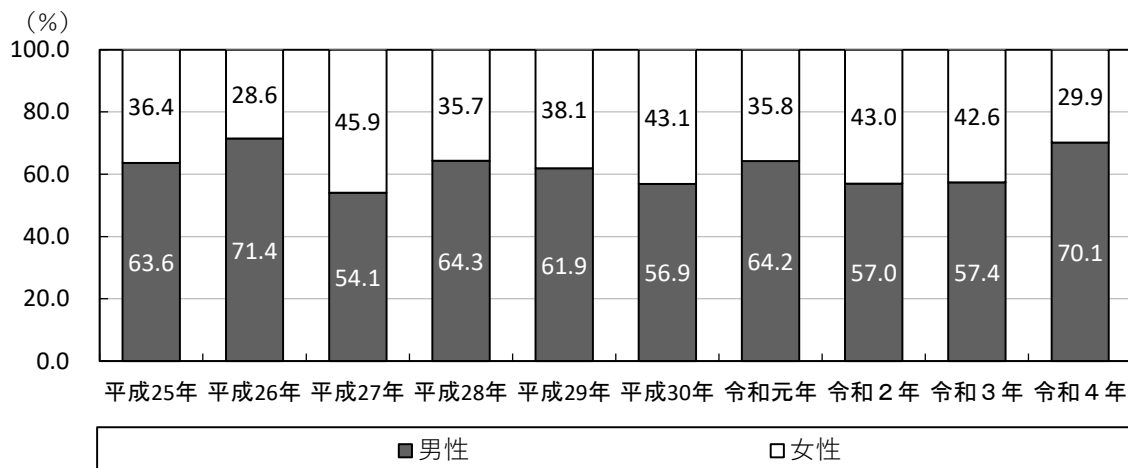
男女別にみると、男性の割合が高くなっています。

### ■男女別自殺者数の推移



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

### ■男女別自殺者割合の推移



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

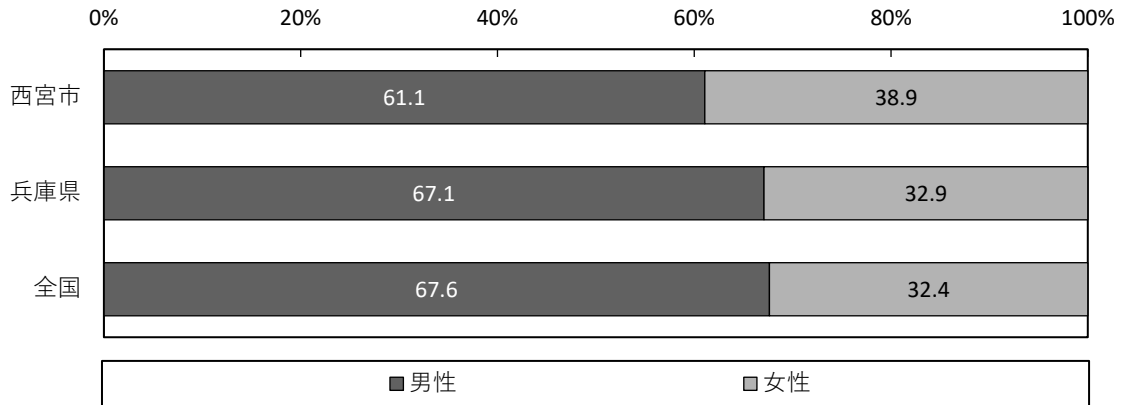
※地域における自殺の基礎資料：警察庁の自殺統計原票データを、厚生労働省が再集計したもの。

② 自殺者割合の比較

男女別の自殺者割合は、女性が全国、兵庫県と比べて高くなっています。

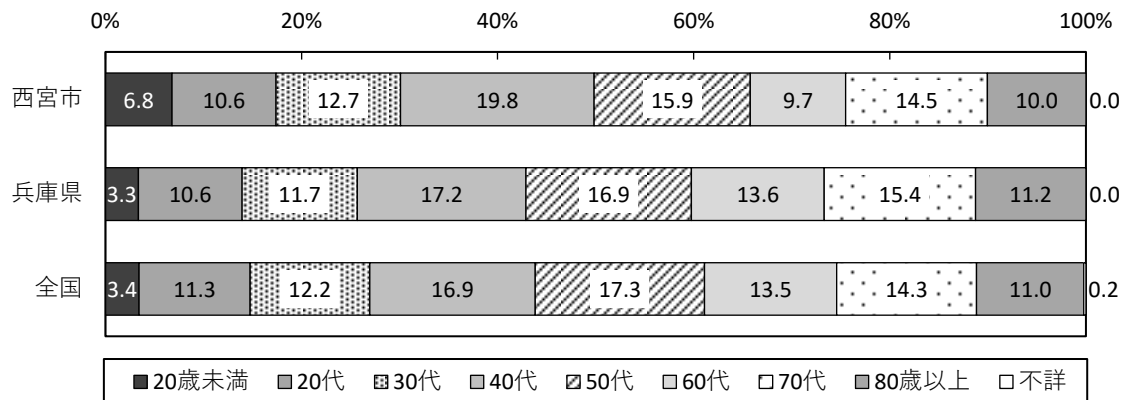
年齢別の自殺者割合は、40代が19.8%と最も高く、次いで50代が15.9%となっています。また30代以下の若い世代の自殺者割合が全国、兵庫県と比べて高くなっています。

■男女別自殺者割合(平成30(2018)～令和4(2022)年合計)



資料: 地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

■年齢別自殺者割合(平成30(2018)～令和4(2022)年合計)



資料: 地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

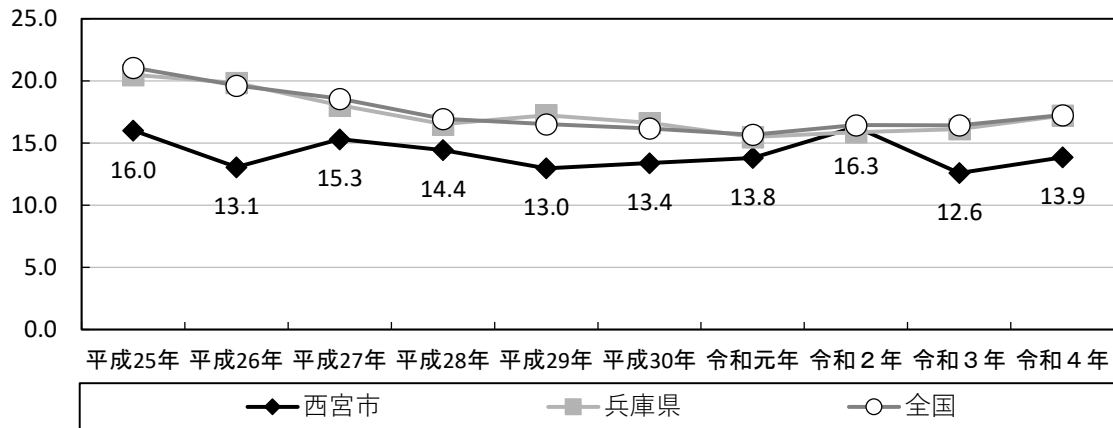
## (2) 自殺死亡率

### ① 自殺死亡率の推移

自殺死亡率は、全国、兵庫県を下回って推移していますが、令和2（2020）年では、兵庫県を0.4ポイント上回り、その後再び下回っています。

#### ■自殺死亡率の推移

（人口10万対）



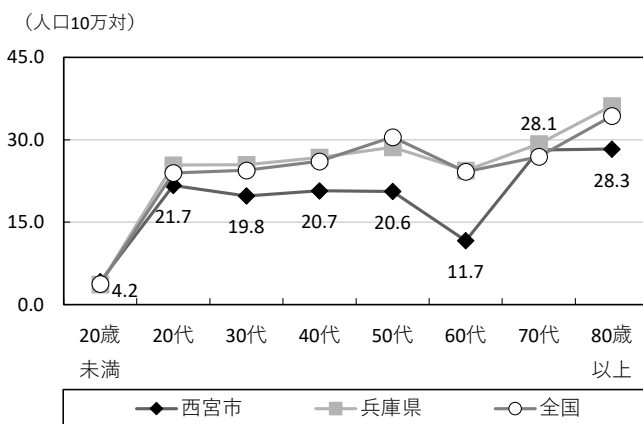
資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

### ② 性別・年齢別自殺死亡率

男性では、60代で全国、兵庫県を大きく下回り、70代で全国をやや上回っています。女性では、20歳未満、30代、40代、60代で全国、兵庫県を上回っています。

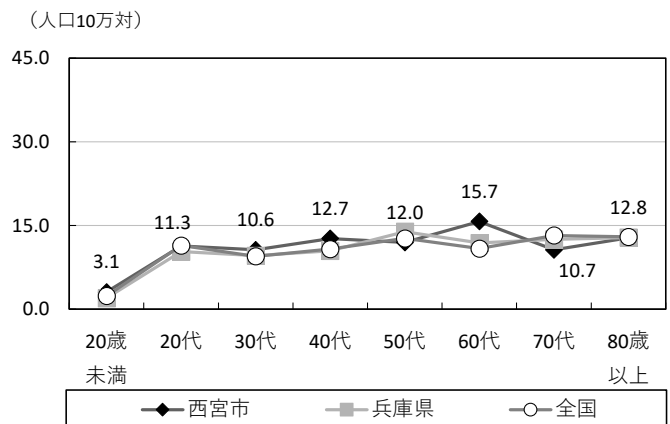
#### ■男性年齢別自殺死亡率

（平成29(2017)～令和3(2021)年平均）



#### ■女性年齢別自殺死亡率

（平成29(2017)～令和3(2021)年平均）



資料：地域自殺実態プロファイル 2022（いのち支える自殺対策推進センター）

※自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺死亡者数。人口が異なる自治体間や全国と自殺者数を比較する際に使用する。母数となる人口が少ないほど自殺者数の増減による変動が大きくなる。

※地域自殺実態プロファイル：警察庁自殺対策原票データの特別集計（厚生労働省）を用い、いのち支える自殺対策推進センターが作成したもの。



**(3) 年齢別死亡原因順位の状況**

西宮市の年齢別死亡原因順位は、自殺が10代、20代、30代で死因の第1位、40代で死因の第2位となっています。

## ■西宮市の年齢別死亡原因順位(平成29(2017)～令和3(2021)年合計)

| 年齢階級   | 第1位   |       |     | 第2位   |       |     | 第3位                                  |          |              |
|--------|-------|-------|-----|-------|-------|-----|--------------------------------------|----------|--------------|
|        | 死因    | 死亡数   | 割合  | 死因    | 死亡数   | 割合  | 死因                                   | 死亡数      | 割合           |
| 10～19歳 | 自殺    | 11    | 35% | 不慮の事故 | 5     | 16% | 悪性新生物                                | 4        | 13%          |
| 20～29歳 | 自殺    | 44    | 57% | 不慮の事故 | 9     | 12% | その他の症状、徴候及び異常臨床初見・異常検査初見でほかに分類されないもの | 7        | 9%           |
| 30～39歳 | 自殺    | 44    | 35% | 悪性新生物 | 33    | 27% | 不慮の事故                                | 9        | 7%           |
| 40～49歳 | 悪性新生物 | 140   | 36% | 自殺    | 61    | 15% | 脳血管疾患                                | 35       | 9%           |
| 50～59歳 | 悪性新生物 | 330   | 42% | 心疾患   | 92    | 12% | 脳血管疾患                                | 65       | 8%           |
| 60～69歳 | 悪性新生物 | 843   | 48% | 心疾患   | 189   | 11% | 脳血管疾患                                | 135      | 8%           |
| 70～79歳 | 悪性新生物 | 1,933 | 44% | 心疾患   | 548   | 12% | 脳血管疾患                                | 311      | 7%           |
| 80～89歳 | 悪性新生物 | 2,069 | 27% | 心疾患   | 1,153 | 15% | 脳血管疾患                                | 582      | 8%           |
| 90～99歳 | 老衰    | 1,105 | 21% | 心疾患   | 925   | 18% | 悪性新生物                                | 725      | 14%          |
| 100歳～  | 老衰    | 190   | 43% | 心疾患   | 75    | 17% | 肺炎<br>その他の呼吸器系の疾患                    | 30<br>30 | 6.8%<br>6.8% |

資料：人口動態統計に基づき西宮市が作成

兵庫県の年齢別死亡原因順位は、自殺が10代、20代、30代で死因の第1位、40代で死因の第2位となっています。

## ■兵庫県の年齢別死亡原因順位(平成29(2017)～令和3(2021)年合計)

| 年齢階級   | 第1位   |        |     | 第2位   |        |     | 第3位   |       |     |
|--------|-------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|-------|-----|
|        | 死因    | 死亡数    | 割合  | 死因    | 死亡数    | 割合  | 死因    | 死亡数   | 割合  |
| 10～19歳 | 自殺    | 139    | 39% | 不慮の事故 | 62     | 17% | 悪性新生物 | 50    | 14% |
| 20～29歳 | 自殺    | 521    | 55% | 不慮の事故 | 109    | 11% | 悪性新生物 | 99    | 10% |
| 30～39歳 | 自殺    | 535    | 35% | 悪性新生物 | 349    | 23% | 心疾患   | 124   | 8%  |
| 40～49歳 | 悪性新生物 | 1,521  | 33% | 自殺    | 747    | 16% | 心疾患   | 497   | 11% |
| 50～59歳 | 悪性新生物 | 4,021  | 41% | 心疾患   | 1,192  | 12% | 脳血管疾患 | 728   | 7%  |
| 60～69歳 | 悪性新生物 | 12,016 | 48% | 心疾患   | 2,929  | 12% | 脳血管疾患 | 1,735 | 7%  |
| 70～79歳 | 悪性新生物 | 25,979 | 43% | 心疾患   | 7,572  | 12% | 脳血管疾患 | 4,305 | 7%  |
| 80～89歳 | 悪性新生物 | 28,364 | 26% | 心疾患   | 16,750 | 16% | 脳血管疾患 | 8,612 | 8%  |
| 90～99歳 | 老衰    | 14,576 | 19% | 心疾患   | 14,369 | 19% | 悪性新生物 | 9,929 | 13% |
| 100歳～  | 老衰    | 2,563  | 41% | 心疾患   | 1,135  | 18% | 肺炎    | 392   | 6%  |

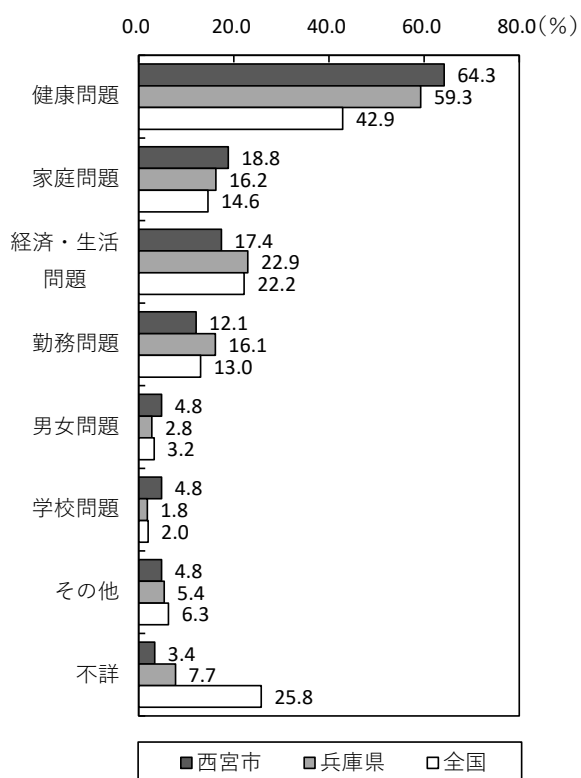
資料：地域自殺実態プロファイル 2022(いのち支える自殺対策推進センター)

## (4) 自殺の原因・動機の状況

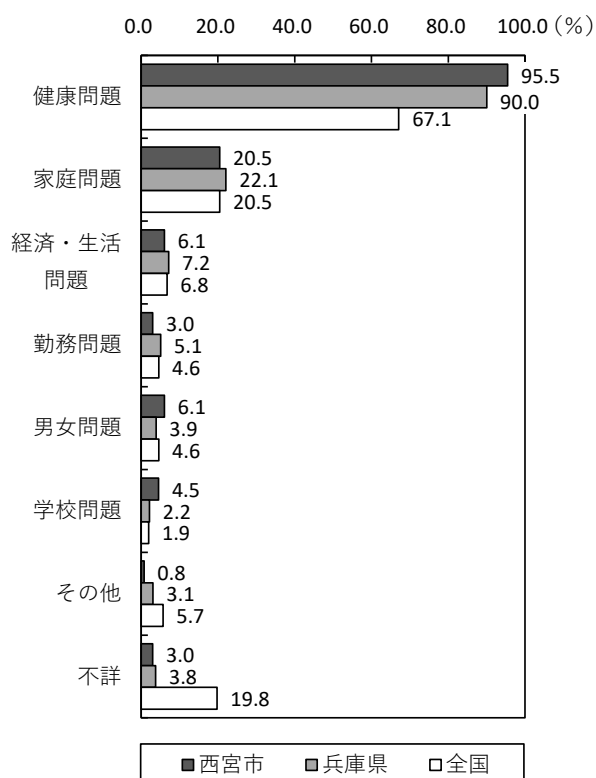
自殺の原因・動機は、男女ともに「健康問題」が最も高く、次いで「家庭問題」となっています。全国、兵庫県と比べて、男性では「健康問題」「家庭問題」「男女問題」「学校問題」、女性では「健康問題」「男女問題」「学校問題」が高くなっています。

■自殺者の原因・動機割合(平成30(2018)～令和4(2022)年合計)

【男性】



【女性】



資料:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

※自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。

■西宮市の原因・動機別・性別自殺者数(平成30(2018)～令和4(2022)年合計)

(人)

(人)

|                    |             | 全体            | 男性  | 女性  |    |
|--------------------|-------------|---------------|-----|-----|----|
| 家庭問題               | 親子関係の不和     | 12            | 7   | 5   |    |
|                    | 夫婦関係の不和     | 13            | 7   | 6   |    |
|                    | その他の家族関係の不和 | 5             | 3   | 2   |    |
|                    | 家族の死亡       | 6             | 3   | 3   |    |
|                    | 家族の将来悲観     | 9             | 6   | 3   |    |
|                    | 家族からのしつけ・叱責 | 3             | 3   | 0   |    |
|                    | 子育ての悩み      | 6             | 1   | 5   |    |
|                    | 被虐待         | 0             | 0   | 0   |    |
|                    | 介護看病疲れ      | 6             | 3   | 3   |    |
|                    | その他         | 4             | 2   | 2   |    |
|                    | 小計          | 64            | 35  | 29  |    |
|                    | 健康問題        | 病気の悩み(身体の病気)  | 61  | 40  | 21 |
|                    |             | 病気の悩み・影響(うつ病) | 108 | 50  | 58 |
| 病気の悩み・影響(統合失調症)    |             | 21            | 10  | 11  |    |
| 病気の悩み・影響(アルコール依存症) |             | 3             | 3   | 0   |    |
| 病気の悩み・影響(薬物乱用)     |             | 1             | 1   | 0   |    |
| 病気の悩み・影響(その他の精神疾患) |             | 53            | 26  | 27  |    |
| 身体障害の悩み            |             | 3             | 3   | 0   |    |
| その他                |             | 11            | 8   | 3   |    |
| 小計                 |             | 261           | 141 | 120 |    |
| 経済・生活問題            | 倒産          | 1             | 1   | 0   |    |
|                    | 事業不振        | 6             | 6   | 0   |    |
|                    | 失業          | 4             | 3   | 1   |    |
|                    | 就職失敗        | 2             | 2   | 0   |    |
|                    | 生活苦         | 11            | 7   | 4   |    |
|                    | 負債(多重債務)    | 12            | 11  | 1   |    |
|                    | 負債(連帯保証債務)  | 0             | 0   | 0   |    |
|                    | 負債(その他)     | 14            | 11  | 3   |    |
|                    | 借金の取り立て苦    | 0             | 0   | 0   |    |
|                    | 自殺による保険金支給  | 0             | 0   | 0   |    |
|                    | その他         | 5             | 5   | 0   |    |
|                    | 小計          | 55            | 46  | 9   |    |

|             |             | 全体       | 男性  | 女性 |
|-------------|-------------|----------|-----|----|
| 勤務問題        | 仕事の失敗       | 5        | 5   | 0  |
|             | 職場の人間関係     | 6        | 5   | 1  |
|             | 職場環境の変化     | 0        | 0   | 0  |
|             | 仕事疲れ        | 11       | 9   | 2  |
|             | その他         | 10       | 8   | 2  |
|             | 小計          | 32       | 27  | 5  |
|             | 男女問題        | 結婚をめぐる悩み | 0   | 0  |
| 失恋          |             | 12       | 4   | 8  |
| 不倫の悩み       |             | 0        | 0   | 0  |
| その他交際をめぐる悩み |             | 0        | 0   | 0  |
| その他         |             | 2        | 2   | 0  |
| 小計          |             | 14       | 6   | 8  |
| 学校問題        | 入試に関する悩み    | 3        | 3   | 0  |
|             | その他進路に関する悩み | 5        | 2   | 3  |
|             | 学業不振        | 6        | 5   | 1  |
|             | 教師との人間関係    | 0        | 0   | 0  |
|             | いじめ         | 0        | 0   | 0  |
|             | その他学友との不和   | 0        | 0   | 0  |
|             | その他         | 2        | 0   | 2  |
|             | 小計          | 16       | 10  | 6  |
|             | その他         | 犯罪発覚等    | 2   | 2  |
| 犯罪被害        |             | 0        | 0   | 0  |
| 後追い         |             | 0        | 0   | 0  |
| 孤独感         |             | 3        | 2   | 1  |
| 近隣関係        |             | 1        | 0   | 1  |
| その他(その他)    |             | 4        | 4   | 0  |
| 小計          |             | 10       | 8   | 2  |
| 不詳          | 10          | 8        | 2   |    |
| 総計          | 462         | 281      | 181 |    |

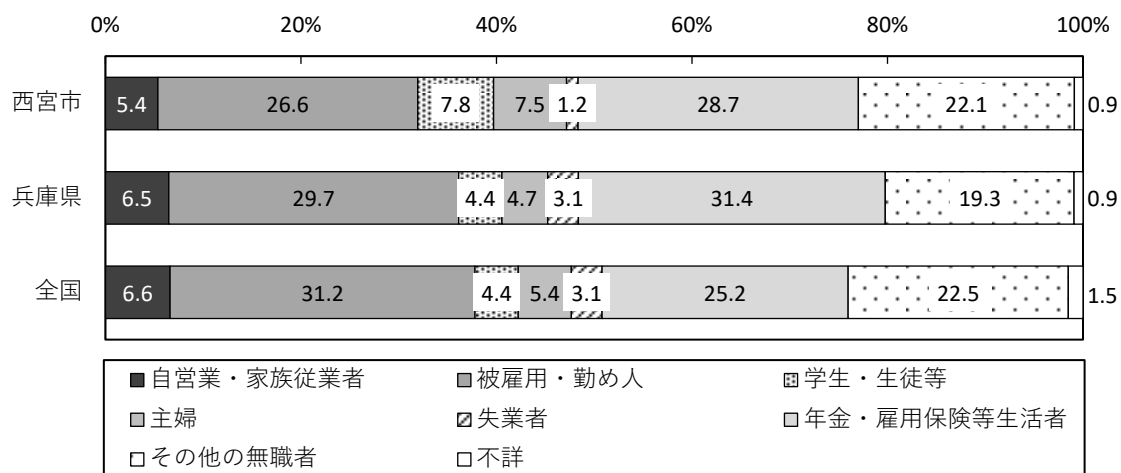
資料:兵庫県自殺者統計情報

※遺書等の自殺を裏付ける資料により、明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで(R4は4つまで)計上可能としているため、原因・動機別の数と自殺者数とは一致しない。

## (5) 自殺者の職業・同居者の状況

職業別の自殺者の割合は、「年金・雇用保険等生活者」が最も高く、次いで「被雇用・勤め人」「その他の無職者」となっています。全国、兵庫県と比べて「学生・生徒等」「主婦」が高くなっています。

■職業別自殺者の割合(平成29(2017)～令和3(2021)年合計)



資料：地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

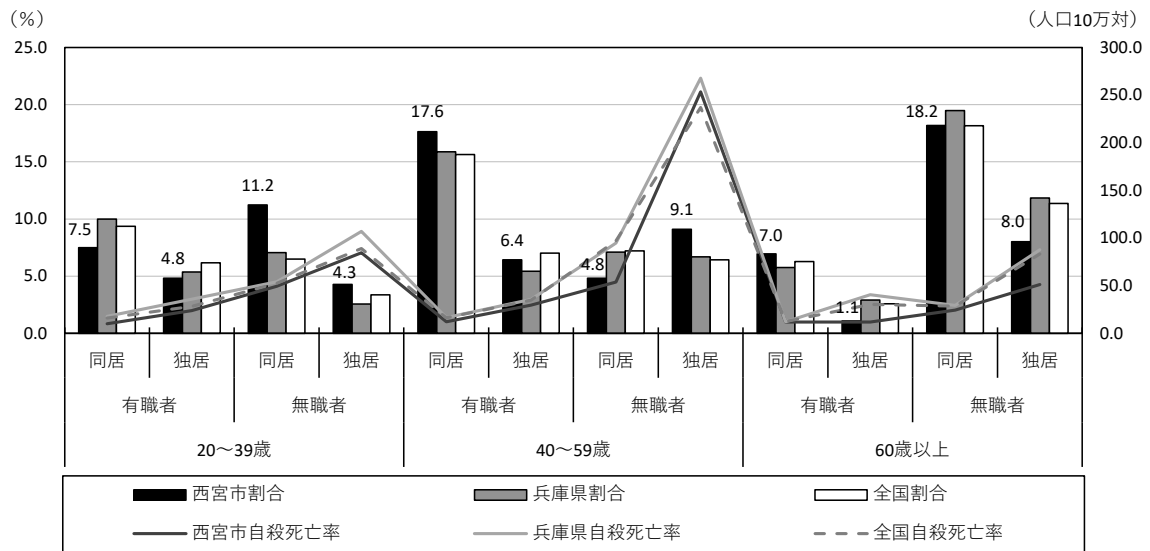
年齢・職業の有無別・同居独居別の自殺者割合は、男性では「60歳以上 無職者 同居」と「40～59歳 有職者 同居」が高くなっています。全国、兵庫県と比べると「20～39歳 無職者 同居」「40～59歳 無職者 独居」等が高くなっています。

女性では「60歳以上 無職者 同居」と「40～59歳 無職者 同居」が高くなっています。全国、兵庫県と比べると「40～59歳 無職者 同居」が高くなっています。

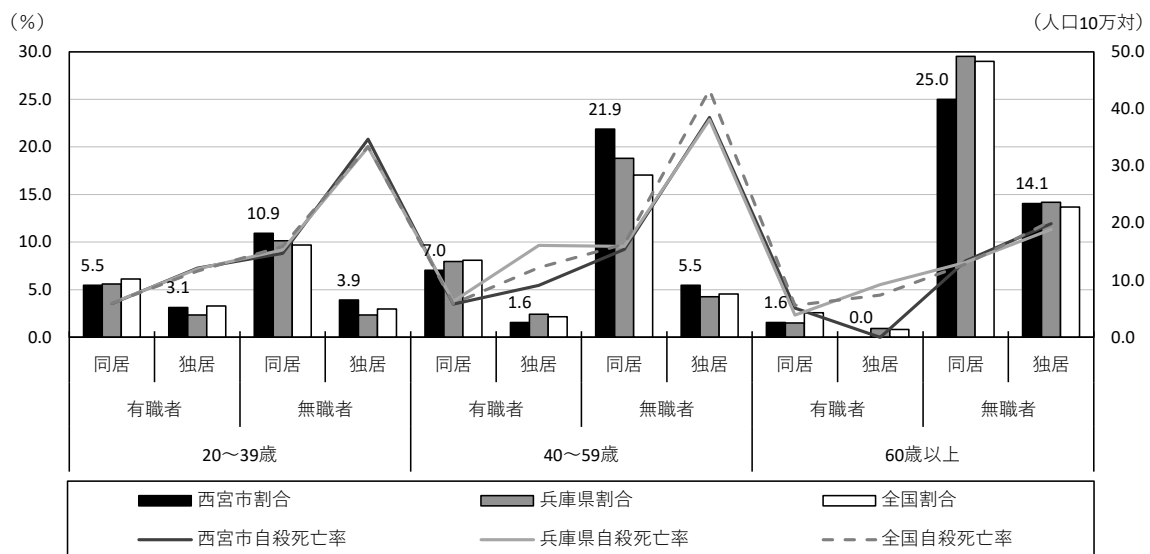
自殺死亡率は、男性では「40～59歳 無職者 独居」、女性では「20～39歳 無職者 独居」と「40～59歳 無職者 独居」が高くなっています。

■年齢・職業の有無別・同居独居別の自殺者割合と自殺死亡率(平成29(2017)～令和3(2021)年合計)

【男性】



【女性】

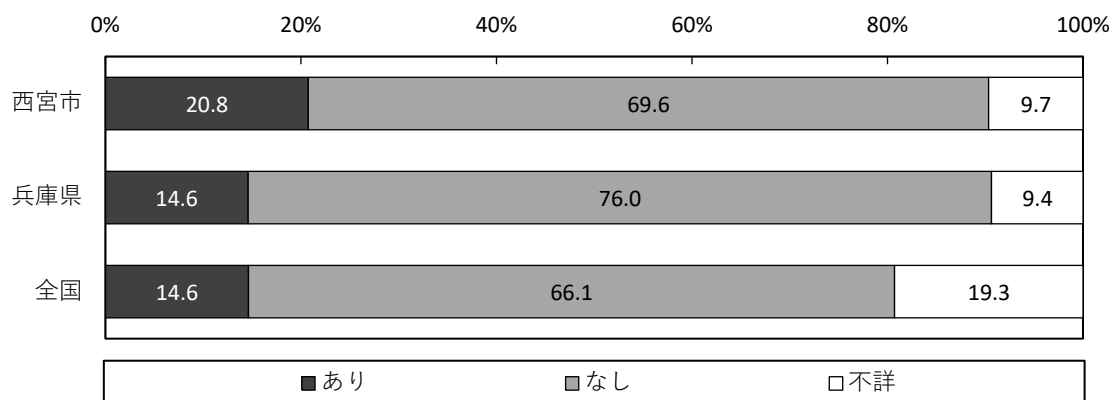


資料:地域自殺実態プロファイル 2022(いのち支える自殺対策推進センター)

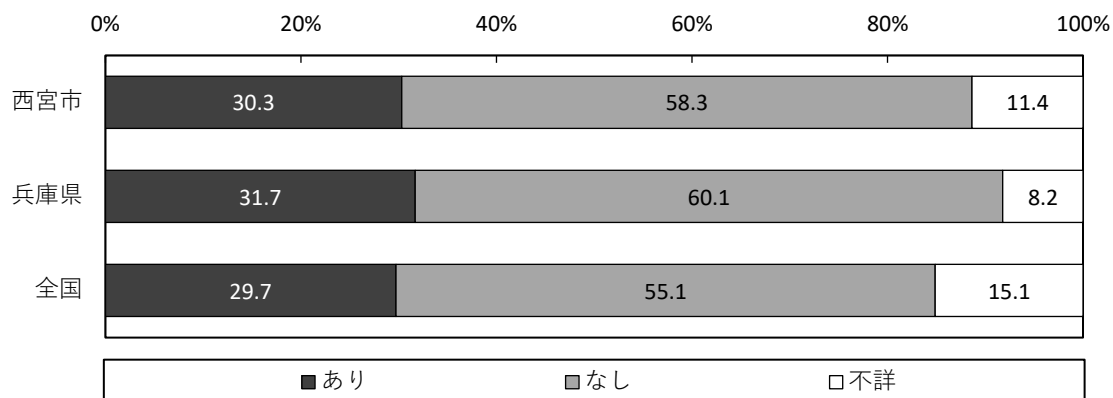
## (6) 自殺者の未遂歴の有無

自殺者の自殺未遂歴の有無は、男性では、「あり」が約2割と、全国、兵庫県と比べて高くなっています。女性では、「あり」が約3割と、全国、兵庫県と同様の状況となっています。また、男性よりも女性の方が「あり」が高くなっています。

■自殺未遂歴の有無 男性(平成30(2018)～令和4(2022)年合計)



■自殺未遂歴の有無 女性(平成30(2018)～令和4(2022)年合計)



資料：地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

## (7) 西宮市における自殺の特徴

いのち支える自殺対策推進センターの分析から、過去5年間の自殺者の特徴をみると、生活苦、身体疾患、人間関係の悩み等から自殺につながるケースが多くなっていることが推定されます。

### ■西宮市における自殺の主な特徴(平成29(2017)～令和3(2021)年合計)

| 自殺者の特性上位5区分      | 自殺者数<br>(5年計) | 割合    | 自殺死亡率<br>(10万対) | 背景にある主な自殺の危機経路  |
|------------------|---------------|-------|-----------------|---|
| 1位:男性 60歳以上無職同居  | 34            | 10.1% | 24.3            | 失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺                            |
| 2位:男性 40～59歳有職同居 | 33            | 9.9%  | 12.1            | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺                        |
| 3位:女性 60歳以上無職同居  | 32            | 9.6%  | 13.4            | 身体疾患→病苦→うつ状態→自殺   |
| 4位:女性 40～59歳無職同居 | 28            | 8.4%  | 15.4            | 近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺                                   |
| 5位:男性 20～39歳無職同居 | 21            | 6.3%  | 49.3            | ①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺/②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺 |

資料:地域自殺実態プロファイル 2022(いのち支える自殺対策推進センター)

※区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

※自殺死亡率の母数(人口)は、令和2年国勢調査を基にいのち支える自殺対策推進センターで推計した。

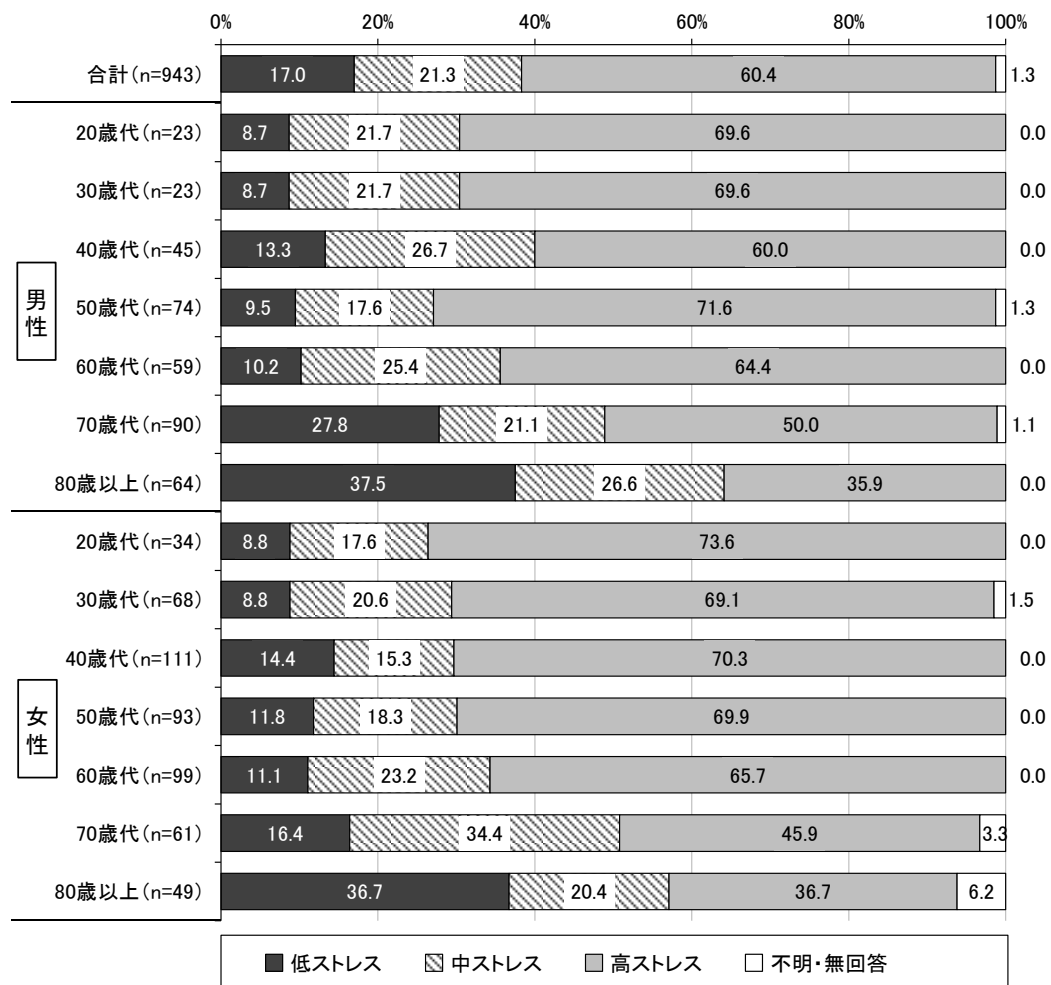
※「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考にした。

## 2 アンケート調査結果

### ① こころの状態について

ストレスの度合いについて、性別及び年齢別にみると、「高ストレス」が男性の20歳代、30歳代、50歳代、女性の20歳代～50歳代で約7割を占めており、高くなっています。

#### ■ ストレスの度合い【性別・年齢別】



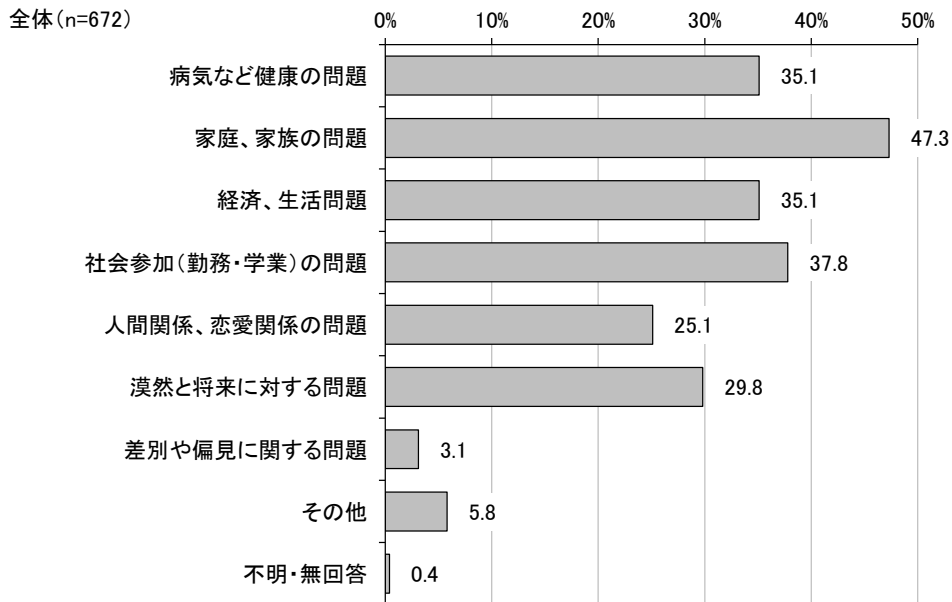
※こころの状態の12項目で「よくある」「ときどきある」を1点とし、6点以上を高ストレス、3～5点を中ストレス、0～2点を低ストレスとした。



② 不安やストレスについて

この1年間にどのようなことで不安やストレスを感じたかについては、「家庭、家族の問題」が47.3%と最も高く、次いで「社会参加（勤務・学業）の問題」が37.8%、「病気など健康の問題」「経済、生活問題」が35.1%となっています。

■どのようなことで不安やストレスを感じたか



悩みやストレスの相談相手について、すべての年齢で「家族・親戚」が多くなっていますが、年齢別にみると、概ね年齢が上がるほど、「家族・親戚」「友人」が低くなっています。また、60歳代以上では、「相談相手がいない」割合が他の年代より高くなっています。

■悩みやストレスの相談相手【性別・年齢別】

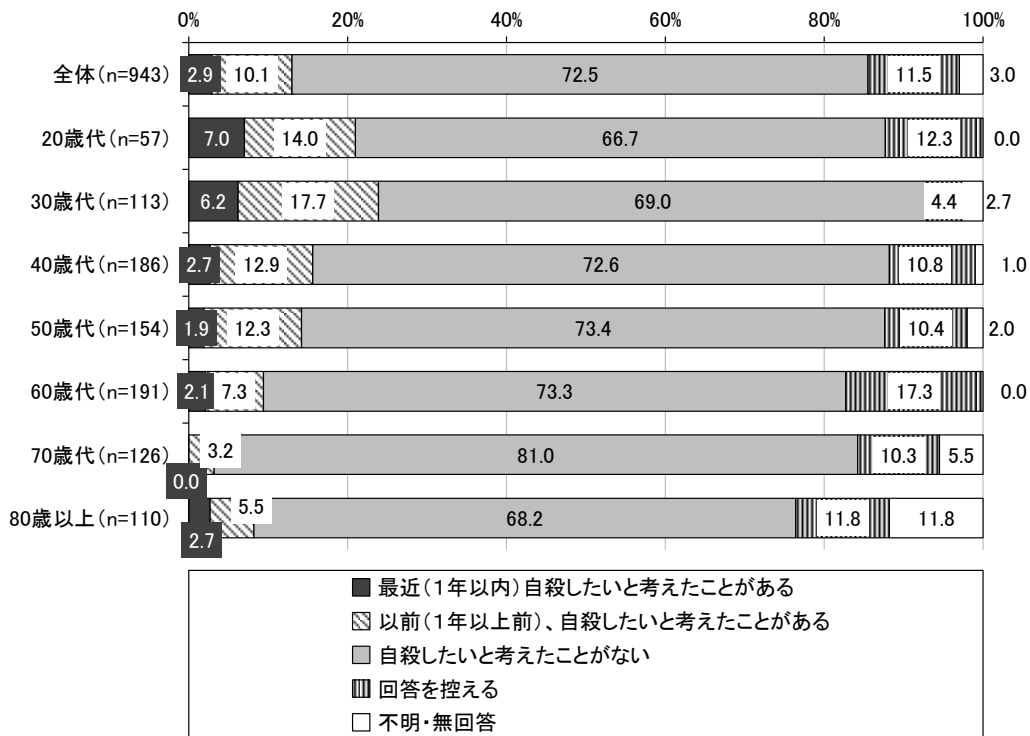
| 単位: %      |               | 家族・親戚 | 友人   | 職場関係者 | 近所の人 | 公的な相談機関の相談員 | 民間の相談機関の相談員 | 医師   | 自治会の役員、民生委員・児童委員 | 定多数の相談相手 | インターネットでの相談相手 | 相談相手がいない | その他  | 不明・無回答 |
|------------|---------------|-------|------|-------|------|-------------|-------------|------|------------------|----------|---------------|----------|------|--------|
| 全体 (n=943) |               | 70.2  | 49.1 | 22.4  | 3.7  | 1.7         | 0.7         | 8.0  | 0.4              | 1.8      | 10.5          | 2.5      | 6.4  |        |
| 性別         | 男 (n=415)     | 64.8  | 32.3 | 22.2  | 1.4  | 1.7         | 1.2         | 10.4 | 0.2              | 1.7      | 15.2          | 1.9      | 9.4  |        |
|            | 女 (n=519)     | 74.8  | 62.6 | 22.7  | 5.4  | 1.5         | 0.4         | 6.2  | 0.6              | 1.9      | 6.7           | 2.9      | 3.9  |        |
| 年齢別        | 20歳代 (n=57)   | 75.4  | 64.9 | 24.6  | 0.0  | 0.0         | 1.8         | 5.3  | 0.0              | 7.0      | 12.3          | 0.0      | 0.0  |        |
|            | 30歳代 (n=113)  | 80.5  | 57.5 | 39.8  | 5.3  | 2.7         | 0.9         | 1.8  | 0.9              | 2.7      | 9.7           | 0.9      | 3.5  |        |
|            | 40歳代 (n=186)  | 74.7  | 58.6 | 36.0  | 2.2  | 2.2         | 0.5         | 6.5  | 0.0              | 1.6      | 9.7           | 1.1      | 2.7  |        |
|            | 50歳代 (n=154)  | 75.3  | 57.8 | 31.2  | 1.3  | 1.9         | 1.3         | 7.8  | 0.0              | 1.9      | 6.5           | 1.3      | 3.2  |        |
|            | 60歳代 (n=191)  | 66.0  | 46.1 | 15.2  | 3.7  | 2.1         | 0.5         | 8.4  | 0.5              | 1.0      | 11.5          | 4.7      | 6.8  |        |
|            | 70歳代 (n=126)  | 62.7  | 34.1 | 6.3   | 7.1  | 0.0         | 0.8         | 13.5 | 0.0              | 0.8      | 10.3          | 1.6      | 15.1 |        |
|            | 80歳以上 (n=110) | 58.2  | 28.2 | 0.0   | 4.5  | 1.8         | 0.0         | 11.8 | 1.8              | 0.9      | 16.4          | 6.4      | 12.7 |        |

### ③ 自殺に対する考え方について

これまでに真剣に自殺をしたいと考えたことがあるかについて、年齢別にみると、20歳代、30歳代で『自殺したいと考えたことがある』が他の年齢と比べて高くなっています。30歳代以上では、概ね年齢が上がるほど『自殺したいと考えたことがある』割合は低くなっています。

「家族・親戚」「友人」「職場関係者」の相談相手がいる人では、いない人と比べて「自殺したいと考えたことがない」の割合が高くなっています。

#### ■これまでの人生の中で、真剣に自殺をしたいと考えたことがあるか【年齢別】



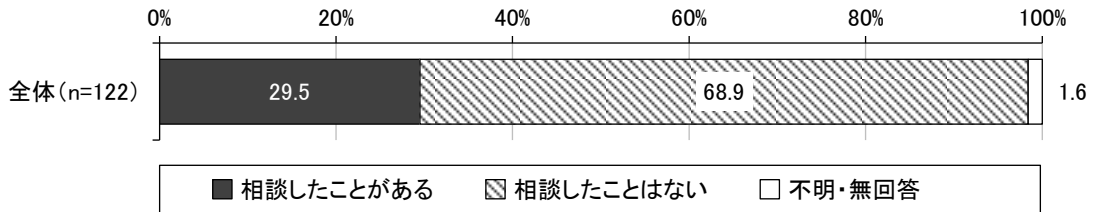
※『自殺したいと考えたことがある』…最近（1年以内）、以前（1年以上前）の合計

#### ■これまでの人生の中で、真剣に自殺をしたいと考えたことがあるか【相談相手の有無別】

| 単位：%      |            | と殺最<br>がし近<br>あたへ<br>るい1<br>と年<br>考以<br>え内<br>たこ<br>自 | 考前以<br>え前<br>た、(1<br>こ自1<br>と殺年<br>がし以<br>あた上<br>るい<br>と | こ自<br>と殺<br>がし<br>ない<br>いと<br>考え<br>た | 回<br>答<br>を<br>控<br>え<br>る | 不<br>明<br>・<br>無<br>回<br>答 |
|-----------|------------|---|--|---------------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 家族・<br>親戚 | いる(n=662)  | 2.0   | 9.8  | 76.6                                  | 10.4                       | 1.2                        |
|           | いない(n=221) | 6.3   | 12.7   | 62.4                                  | 15.4                       | 3.2                        |
| 友人        | いる(n=463)  | 1.5   | 9.5  | 76.9                                  | 10.2                       | 1.9                        |
|           | いない(n=420) | 4.8   | 11.7   | 68.8                                  | 13.3                       | 1.4                        |
| 職場<br>関係者 | いる(n=211)  | 1.4   | 9.5  | 81.5                                  | 7.6                        | 0.0                        |
|           | いない(n=672) | 3.6   | 10.9   | 70.4                                  | 12.9                       | 2.2                        |

自殺したいと考えたとき、誰かに相談したかについて、「相談したことはない」が68.9%と高くなっています。

■自殺を考えたとき、誰かに相談したか



自殺したいと考えたとき、相談しなかった理由について、年齢別にみると、20歳代、30歳代で「相談することに抵抗があるから」、30歳代、60歳代で「どこに相談したらいいかわからないから」が他の年齢に比べて高くなっています。

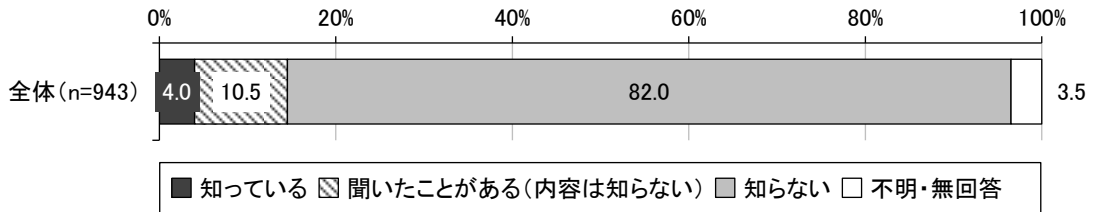
■相談しなかった理由【性別・年齢別】

| 単位: %     |             | が相談することから抵抗 | 相談する時間から都合が | どこに相談したらいいかわからないから | 思い去りに相談したから嫌な | 相談は根本的な解決に繋がらないから | 相談したお金がかかる | その他  | 不明・無回答 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|--------------------|---------------|-------------------|------------|------|--------|
| 全体 (n=84) |             | 41.7        | 3.6         | 19.0               | 6.0           | 46.4              | 6.0        | 15.5 | 4.8    |
| 性別        | 男 (n=34)    | 41.2        | 2.9         | 32.4               | 5.9           | 47.1              | 5.9        | 11.8 | 5.9    |
|           | 女 (n=49)    | 42.9        | 4.1         | 10.2               | 6.1           | 46.9              | 6.1        | 18.4 | 2.0    |
| 年齢別       | 20歳代 (n=7)  | 57.1        | 0.0         | 14.3               | 0.0           | 28.6              | 0.0        | 14.3 | 0.0    |
|           | 30歳代 (n=20) | 60.0        | 5.0         | 25.0               | 15.0          | 50.0              | 10.0       | 20.0 | 0.0    |
|           | 40歳代 (n=21) | 33.3        | 4.8         | 19.0               | 4.8           | 42.9              | 4.8        | 19.0 | 4.8    |
|           | 50歳代 (n=14) | 28.6        | 0.0         | 14.3               | 7.1           | 50.0              | 0.0        | 14.3 | 7.1    |
|           | 60歳代 (n=14) | 35.7        | 7.1         | 28.6               | 0.0           | 35.7              | 14.3       | 14.3 | 14.3   |
|           | 70歳代 (n=1)  | 0.0         | 0.0         | 0.0                | 0.0           | 100.0             | 0.0        | 0.0  | 0.0    |
|           | 80歳以上 (n=7) | 42.9        | 0.0         | 0.0                | 0.0           | 71.4              | 0.0        | 0.0  | 0.0    |

#### ④ ゲートキーパーについて

ゲートキーパーの認知度について、「知らない」が82.0%と最も高く、次いで「聞いたことがある（内容は知らない）」が10.5%、「知っている」が4.0%となっています。

##### ■ゲートキーパーの認知度



#### ⑤ 相談機関・相談先について

相談機関・相談先の認知度について、年齢別にみると、20歳代、30歳代で「いのちの電話（神戸・はりま・関西）」、80歳以上で「民生委員・児童委員」が他の年齢に比べて高くなっています。

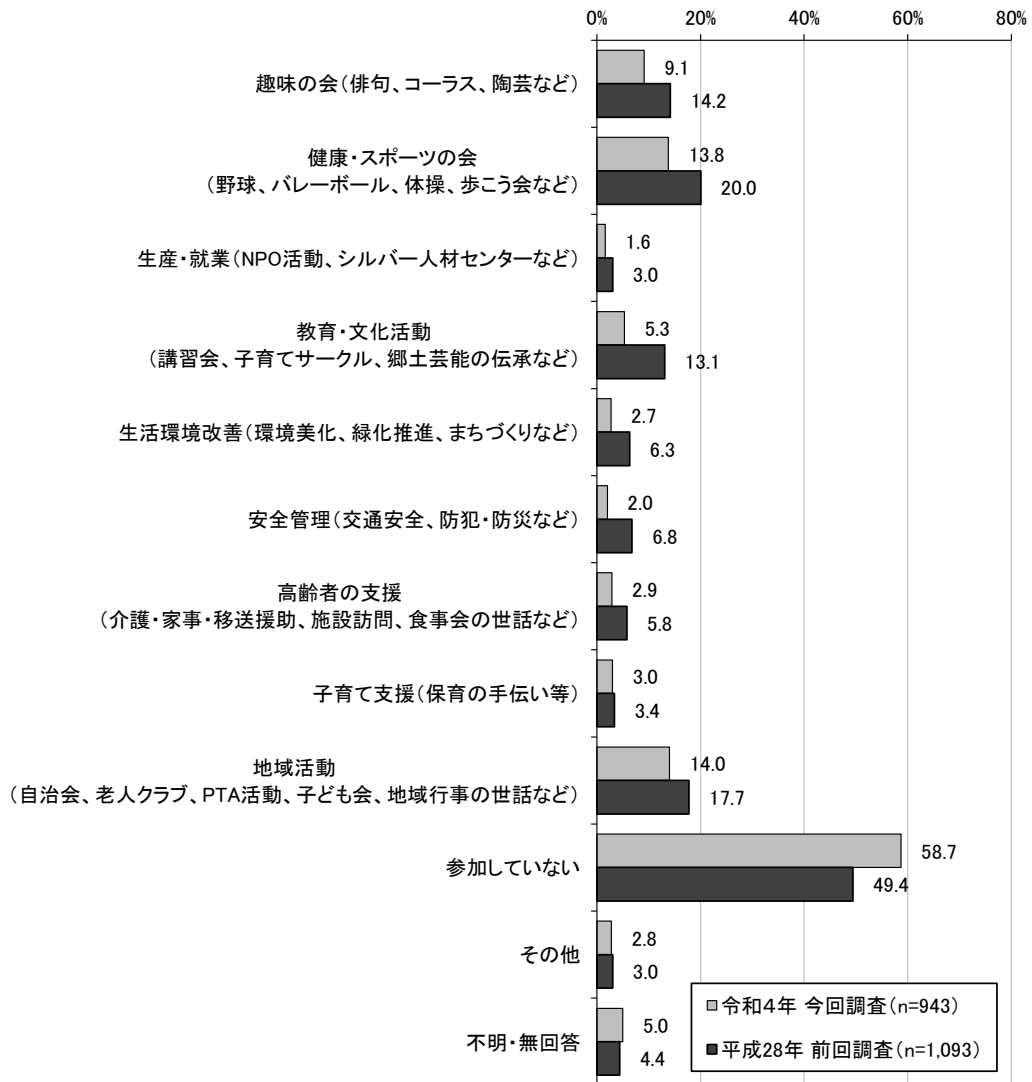
##### ■相談機関・相談先の認知度【性別・年齢別】

| 単位：%      |              | 各<br>西宮市<br>保健福祉<br>センター | 市<br>役所 | 西宮市<br>こころの<br>ケア相談 | 民生委員<br>・児童委員 | 地域<br>包括<br>支援センター | 社会<br>福祉<br>協議会 | 西宮市<br>消費生活<br>センター | 夜間電話<br>法律相談<br>（兵庫<br>県弁護士会） | より<br>そい<br>ホット<br>ライン | 兵庫<br>県の<br>いのち<br>の電話<br>（神戸・<br>はりま・<br>関西） | その他  | 不明・<br>無回答 |      |
|-----------|--------------|--------------------------|---------|---------------------|---------------|--------------------|-----------------|---------------------|-------------------------------|------------------------|---|------|------------|------|
| 全体(n=943) |              | 41.3                     | 40.2    | 26.9                | 32.6          | 21.8               | 17.5            | 24.5                | 2.7                           | 6.2                    | 12.9  | 29.6 | 3.0        | 20.8 |
| 性別        | 男(n=415)     | 36.6                     | 37.6    | 21.7                | 28.0          | 13.0               | 14.9            | 22.2                | 2.2                           | 4.8                    | 10.1  | 21.4 | 2.9        | 27.2 |
|           | 女(n=519)     | 44.7                     | 42.0    | 31.0                | 36.4          | 28.7               | 19.7            | 26.2                | 3.1                           | 7.3                    | 15.2  | 36.0 | 2.9        | 15.6 |
| 年齢別       | 20歳代(n=57)   | 21.1                     | 35.1    | 26.3                | 8.8           | 12.3               | 8.8             | 22.8                | 1.8                           | 12.3                   | 19.3  | 42.1 | 0.0        | 21.1 |
|           | 30歳代(n=113)  | 46.0                     | 40.7    | 26.5                | 23.0          | 15.0               | 6.2             | 16.8                | 1.8                           | 9.7                    | 15.0  | 45.1 | 1.8        | 20.4 |
|           | 40歳代(n=186)  | 46.2                     | 41.4    | 32.8                | 31.2          | 18.3               | 15.6            | 22.6                | 2.7                           | 5.4                    | 18.3  | 30.1 | 2.7        | 18.8 |
|           | 50歳代(n=154)  | 43.5                     | 41.6    | 33.8                | 35.7          | 24.0               | 22.1            | 29.9                | 3.9                           | 8.4                    | 15.6  | 35.7 | 3.2        | 19.5 |
|           | 60歳代(n=191)  | 41.9                     | 42.4    | 28.8                | 36.1          | 27.7               | 26.7            | 29.8                | 3.1                           | 3.7                    | 13.1  | 30.9 | 3.7        | 13.6 |
|           | 70歳代(n=126)  | 45.2                     | 41.3    | 17.5                | 35.7          | 24.6               | 18.3            | 29.4                | 1.6                           | 1.6                    | 2.4   | 12.7 | 0.8        | 25.4 |
|           | 80歳以上(n=110) | 28.2                     | 31.8    | 15.5                | 40.9          | 21.8               | 11.8            | 13.6                | 1.8                           | 6.4                    | 6.4   | 15.5 | 6.4        | 33.6 |

⑥ 活動への参加について

この1年間に趣味の会などの活動に参加したかについて、「参加していない」が58.7%と最も高く、前回調査と比較すると9.3ポイント増加しています。

■この1年間に、会や活動に参加したことがあるか【経年比較】



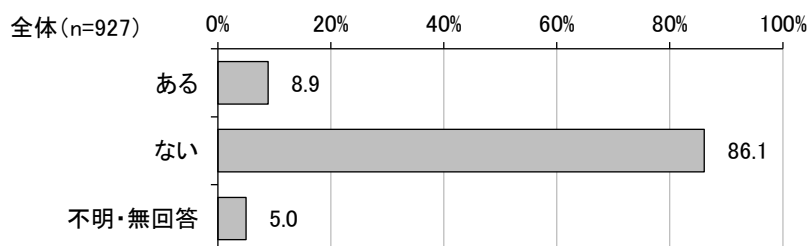
## 【参考】兵庫県 自殺対策に関する調査結果（未成年）

この1年以内に本気で自殺したいと考えたことがあるかについて、「ある」が8.9%、「ない」が86.1%となっています。

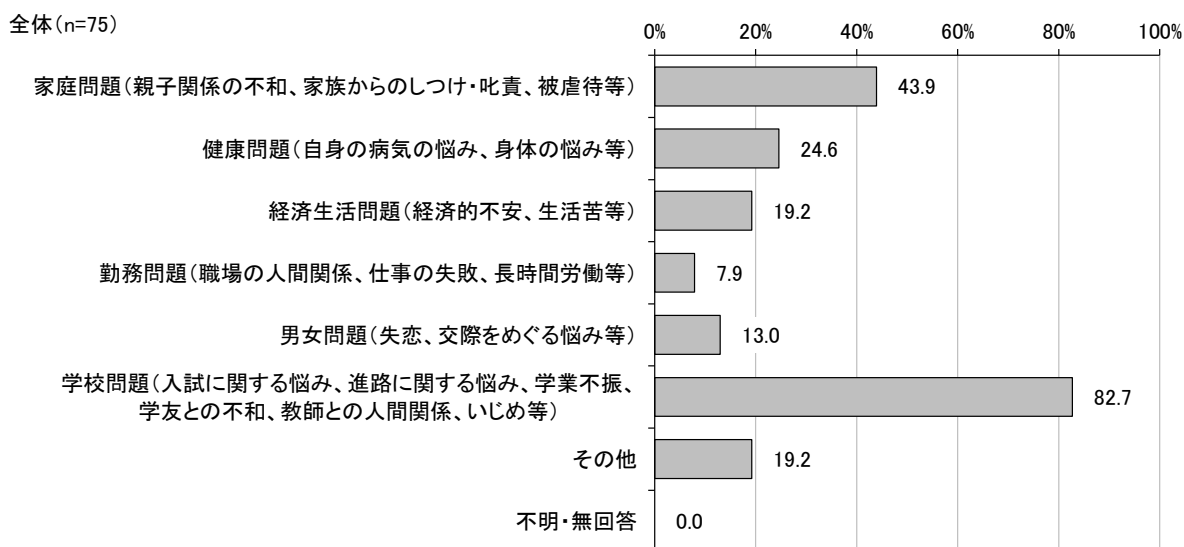
自殺したいと思った理由について、「学校問題」が82.7%と最も高く、次いで「家庭問題」が43.9%、「健康問題」が24.6%となっています。

自殺したいと思うほどの悩みを抱えたときに相談するかについて、「する」が60.4%、「しない」が33.3%となっています。

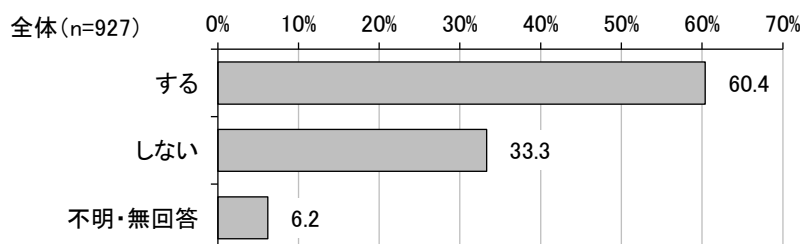
### ■この1年以内に本気で自殺したいと考えたことがあるか



### ■自殺したいと思った理由



### ■「自殺したい」と思うほどの悩みを抱えたときは、誰かに相談するか



資料: 令和3年度 自殺対策に関する調査報告書(未成年)(兵庫県 福祉部 障害福祉課)



### 3 課題のまとめと方向性

○：統計データ ●：アンケート調査 ★：自殺対策庁内連絡会議での検討・各課ヒアリング

| 分類           | 調査結果等  |
|--------------|--|
| 共通           | <p>○自殺の原因・動機は「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」となっている</p> <p>○西宮市の自殺者は女性の割合が約4割と全国、県と比べて高くなっている</p> <p>○自殺未遂歴のある自殺者は、男性で約2割と全国、県よりも高くなっている</p> <p>●不安やストレスを感じた内容では、「家庭、家族の問題」が最も高くなっている</p> <p>●自殺したいと考えたときに、相談した人は3割未満となっている</p> <p>●ゲートキーパーを知らない人は約8割となっている</p> <p>●会や活動に参加していない人は約6割と、前回調査と比べて増加している</p> <p>★相談窓口等での自殺リスクの高い人の見極め・対応が難しい</p> |
| 妊産・乳幼児期      | <p>○西宮市は子育て世代が多く、核家族化が進行しており、地域とのつながりも希薄化してきている中での子育ては、孤立しやすい状況がある</p> <p>★児童虐待、DV等の相談件数が年々増加している</p>  |
| 学童期・思春期(10代) | <p>○自殺者における「学生・生徒等」の割合が全国、県と比べて高くなっている</p> <p>○自殺者における「20歳未満」の割合が全国、県と比べて高くなっている</p> <p>●兵庫県の調査では、悩みを抱えたときに誰かに相談する未成年は約6割となっている</p> <p>★コロナ禍で子供の不登校が増えている</p> <p>★高校生・大学生へのアプローチ方法が少ない</p>   |
| 青年期(20～39歳)  | <p>○30歳代、40歳代女性の自殺死亡率が全国の自殺死亡率を上回っている</p> <p>○男性の自殺者では「20～39歳 無職者 同居」の割合が全国、県と比べて高い</p> <p>●20歳代、30歳代で1年間に不安やストレスを感じた人は8割以上となっている</p> <p>●30歳代は、自殺したいと考えたことがある人の割合が高くなっている</p> <p>●20歳代、30歳代で相談することに抵抗がある人が多くなっている</p> <p>★行政との接点が少ない世代であるため、支援が届きにくい</p>  |
| 壮年層(40～64歳)  | <p>○60歳代女性の自殺死亡率が全国の自殺死亡率を上回っている</p> <p>○女性の自殺者では「40～59歳 無職者 同居」の割合が全国、県と比べて高い</p> <p>○男性の自殺者では「40～59歳 有職者 同居」の割合が全国、県と比べて高い</p> <p>○男性の自殺者では「40～59歳 無職者 独居」の割合が全国、県と比べて高く、自殺死亡率も高くなっている</p> <p>●50歳代、60歳代男性の「高ストレス」が増加している</p> <p>★家庭での問題が職場では把握しづらい</p>  |
| 高齢期(65歳以上)   | <p>○60歳代女性の自殺死亡率が全国、県の自殺死亡率を上回っている</p> <p>○男女ともに自殺者における「60歳以上 無職者 同居」の割合が高くなっている</p> <p>●80歳以上で「相談相手がいない」割合が他の年代よりも高くなっている</p> <p>★退職後に周囲との関わりがなく、孤立するケースがある</p>   |



統計データやアンケート調査等から西宮市の課題と必要な取組を以下のように取りまとめました。

### 西宮市の課題

- 全国、兵庫県と比べて自殺死亡率は概ね低くなっていますが、過去 10 年で自殺により 686 人が亡くなっています。
- ゲートキーパーの認知度はすべての世代で低くなっており、市民への周知が必要です。
- 相談しない人や相談することに抵抗がある人が多くなっています。
- 全国、兵庫県と比べて自殺者における女性の割合が高く、特に 40 歳以上の無職同居の女性の割合が高いため、家庭問題等への対応が必要です。
- 全国、兵庫県と比べて、自殺者における 20 歳未満の割合が高く、子供やその保護者が悩んだ時に相談できる場所や、子供が問題に直面した時に助けを求めてもよいということを学ぶ教育が必要です。
- 西宮市の自殺者において、40 歳代、50 歳代の有職同居の男性の割合が高く、職場の人間関係や過労等の問題を抱える人への対応が必要です。
- 男女ともに自殺者における 60 歳以上の割合が高く、また他の年代より悩みやストレスの相談相手がないと回答している割合が高くなっていることから、高齢者が孤立を深めていることがうかがえます。
- コロナ禍を経て、地域・家族等とのつながりが希薄化している可能性があり、孤立や家庭問題が自殺リスクにつながるおそれがあります。

### 必要な取組

- ◆ 相談窓口の職員や生活関連部署の職員等が SOS を受け止めるチャンスを逃さず受け止めて、つなぐための体制整備
- ◆ 市職員等が気軽に幅広く受けられるゲートキーパー研修やフォローアップのしくみづくり
- ◆ 悩んでいる人がためらいなく相談でき、周りの人も自殺のサインに気づいて声をかけられるよう、相談先の周知や自殺に対する正しい知識、対応についての啓発
- ◆ 自殺未遂者の再企図を防ぐため、消防や医療と連携し、支援につなぐための体制整備
- ◆ 女性や子育て家庭、子供が抱える悩みについて対応できる体制の強化と、孤立しないためのそれぞれに寄り添った支援や居場所づくり
- ◆ 命の大切さ・尊さに関する教育と、子供の SOS に対する周囲の大人の気づきや対応力の向上
- ◆ 子供・若者・女性が抱える悩みについて把握し、求められる支援の検討、関係機関との連携
- ◆ 働き世代の職場の人間関係や過労等の問題解決を図るため、労働基準監督署等関係機関との連携
- ◆ 地域共生社会の実現に向けた施策と自殺対策との連動性を高め、子供から高齢者までが孤立しない支援体制の整備



## 第3章 計画の基本的な考え方



## I 基本理念と基本認識

本市の自殺対策事業の理念である「気づく つながる 支える いのち」の考え方を基に、みんなで気づき、つながりながら、生きることを支えることで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

### 〈基本理念〉

気づく つながる 支える いのち

～誰も自殺に追い込まれることのない西宮市を目指して～

令和4（2022）年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が「生きることの包括的な支援」にあることを念頭に置き、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指していくことが示されています。また、4つの基本認識が示されており、以下を共通認識として自殺対策を推進します。

### 基本認識1 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や役割喪失感、役割の過剰な負担感などから、危機的な状態にまで追い込まれてしまうということが考えられます。

自殺に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりするなど、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

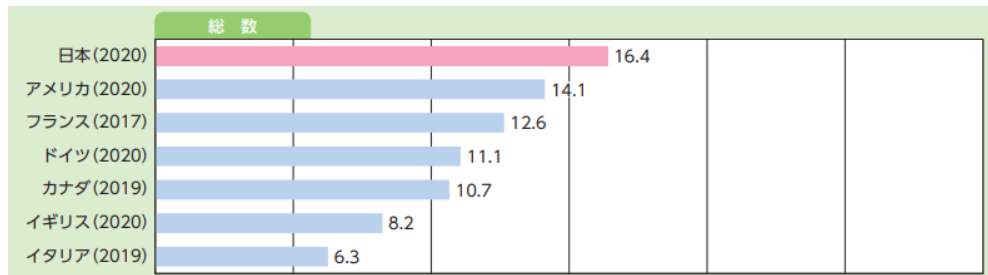
このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができ、社会全体での認識を徹底していく必要があります。

## 基本認識2 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている

国、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、年間の自殺者数は減少してきている一方、20歳代や30歳代の若年層では、死因第1位が自殺であり、自殺死亡率の減少率も低くなっています。更に令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、女性や小中高生の自殺者数が増加しています。

また、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えています。かけがえのない多くの命が日々、自殺に追い込まれている現状が続いています。

《自殺対策白書より 主要先進7か国の自殺死亡率》



資料：世界保健機関資料（2023年2月）より厚生労働省自殺対策推進室作成

## 基本認識3 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わりや雇用形態をはじめとした様々な変化が生じています。その中で、自殺につながりかねない問題が深刻化するなど、今後の影響も懸念されます。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対策を講じるとともに、影響を受けている人への継続した支援が必要となります。

## 基本認識4 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

我が国の自殺対策が目指すものは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、自殺対策基本法にも、その目的で「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」としています。つまり、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することが望まれています。

本市では、庁内、関係機関において「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」との考え方・視点を共有しながら、関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組み、自殺対策を常に進化させながら推進していきます。

---

## 2 基本方針

---

本市では、「自殺総合対策大綱」に示された基本方針に基づき、以下の方針に沿って計画を推進します。

### (1) 生きることの包括的な支援として推進します

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの認識のもと、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる、生きることの包括的な支援として推進します。

### (2) 関連施策との有機的な連携の強化による総合的な対策を展開します

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が必要です。様々な分野の施策や相談窓口の連携、地域共生社会の実現に向けた各施策や孤独・孤立対策との連携等、一体的に取り組み、効果的かつ効率的に施策を展開していくことが重要です。

### (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させます

自殺対策は、個々の相談支援を行う「対人支援レベル」、包括的な支援を行う「地域連携のレベル」、法律等の整備などに関わる「社会制度のレベル」等、対応の段階に応じたレベルごとの対策を有機的に連動させて推進することが重要です。

また、この3つのレベルの個々の施策は、自殺の危険性が低い段階における普及啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じた場合に新たな自殺を発生させないことや遺族等への支援を行う「事後対応」のそれぞれの段階ごとに効果的な施策を講じる必要があります。

「事前対応」の更に前段階での取組として、命や暮らしの危機に直面した時に助けを求める方法と助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進します。

### (4) 啓発と実践を両輪として推進します

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、そうした心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることを含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となり、すべての市民が、身近で自殺を考えている人のサインに早く気づき、つなぐことができるよう、積極的に普及啓発を行う必要があります。

### **(5) 関係機関との連携・協働を推進します**

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して市全体で自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働のしくみを構築することが重要です。

### **(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮します**

自殺者及び自殺未遂者並びにその親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないよう、認識を共有し、自殺対策に取り組みます。

### 3 数値目標

国では、令和4(2022)年10月閣議決定の「自殺総合対策大綱」において、令和8(2026)年までに、自殺死亡者を平成27(2015)年比で30%以上減少させ、13.0以下とすることを、前大綱から引き続き数値目標として設定しています。

また、兵庫県においては、自殺死亡者を世界の主要先進国の現在の水準まで減少させることとし、令和9(2027)年までに県内の年間自殺死亡者数を600人以下に減少させることを目標にしています。

本市では、国、兵庫県の目標設定に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた本計画における当面の目指すべき目標値を下記のとおり設定します。

#### ■本計画の全体目標

平成27(2015)年と比べて、令和11(2029)年(中間評価)までに自殺死亡者を30%以上減少、令和17(2035)年までに更に12.6%以上の減少を目指す。

| 項目       | 基準値(平成27年)    | 計画目標(令和16年)  |
|----------|---------------|--------------|
| 自殺死亡者の減少 | 15.3<br>(74人) | 9.4<br>(43人) |

※自殺者数は住民基本台帳に基づく人口推計値より算出  
※計画目標の評価値は、直近5年間の平均とする

#### 《参考》

#### ■国の目標

平成27(2015)年と比べて、令和8(2026)年までに自殺死亡者を30%以上減少させる。

| 項目       | 基準値(平成27年) | 目標(令和8年) |
|----------|------------|----------|
| 自殺死亡者の減少 | 18.5       | 13.0     |

#### ■兵庫県の目標

平成28(2016)年と比べて、令和9(2027)年までに自殺死亡者を30%以上減少させ11.48以下とする。

| 項目       | 基準値(平成28年) | 目標(令和9年)    |
|----------|------------|-------------|
| 自殺死亡者の減少 | 16.4       | 11.48(600人) |



## 4 施策体系

基本理念の実現に向け、基本方針を踏まえた上で、本市の現状や課題等から設定した基本目標に沿って具体的な取組を推進します。

### 基本理念

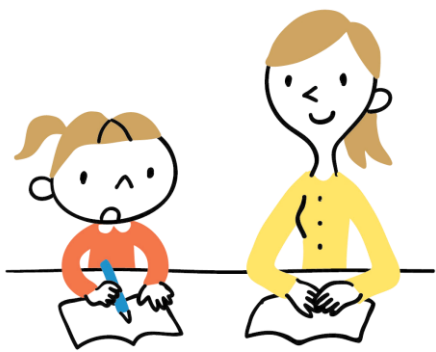
気づく つながる 支える いのち  
～誰も自殺に追い込まれることのない西宮市を目指して～

### 基本方針

- (1) 生きることの包括的な支援として推進します
- (2) 関連施策との有機的な連携の強化による総合的な対策を展開します
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させます
- (4) 啓発と実践を両輪として推進します
- (5) 関係機関との連携・協働を推進します
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮します

| 基本目標                 | 施策の方向   |
|----------------------|---|
| 1 自殺対策を推進するネットワークの強化 | (1) <u>庁内の連携・つなぐ体制の強化</u><br>(2) 市全体で命を守るための連携強化<br>(3) 地域における見守り体制の充実                                |
| 2 自殺対策を支える人材の育成      | (1) 市職員に対する研修の充実<br>(2) 様々な分野でのゲートキーパーの養成   |
| 3 市民への啓発と周知          | (1) <u>自殺対策に関する周知・啓発</u><br>(2) 生きる支援に関する情報提供・講座の実施<br>(3) 生きやすいまちに向けた意識啓発                            |
| 4 生きることの促進要因への支援     | (1) 相談・支援体制の充実<br>(2) 自殺未遂者・自死遺族等への支援<br>(3) 生活困窮者への支援<br>(4) 生きづらさを抱える人への支援<br>(5) <u>孤立しないための支援</u> |
| 5 子ども・若者への支援         | (1) 命の大切さ・尊さを実感させる教育・学習の推進<br>(2) <u>教育相談体制の充実</u><br>(3) 子育て家庭への支援                                   |
| 6 働き世代への支援           | (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進<br>(2) 働きやすい環境づくりの推進   |
| 7 高齢者への支援            | (1) <u>高齢者の地域生活を支える体制の充実</u><br>(2) 生きがいつくり・社会参加の促進<br>(3) 高齢者・介護者の心身の健康づくりの推進                        |
| 8 女性への支援             | (1) <u>困難な問題を抱える女性への支援</u><br>(2) 妊産婦への支援   |
| 生きる支援の関連施策           |   |

※太字・下線は重点施策



## 第4章 自殺対策の取組



## I 自殺対策を推進するネットワークの強化

誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりに向けて、行政をはじめ市民や関係機関が連携し、市全体で適切な対応ができるよう、日頃からのつながりや協働体制を構築します。「西宮市自殺対策推進本部」が中心となり、一層の連携強化を行います。

### (1) 市内の連携・つなぐ体制の強化 **重点**

課名は R5 年 4 月 1 日時点

| 事業・取組             | 事業内容  | 所管課   |
|-------------------|---|-------|
| 西宮市<br>自殺対策市内連絡会議 | 西宮市における自殺対策に係る事業を総合的かつ効果的に推進するにあたり、西宮市役所内の関係課が共通の認識を持ち、連携して取り組むために実施します。      | 健康増進課 |
| 西宮市<br>自殺対策推進本部   |   |       |
| 西宮市<br>地域自立支援協議会  | 地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議します。 | 生活支援課 |

### (2) 市全体で命を守るための連携強化

| 事業・取組               | 事業内容  | 所管課     |
|---------------------|---|---------|
| 西宮市自殺対策<br>ネットワーク会議 | 西宮市における自殺対策に係る事業を総合的かつ効果的に推進するにあたり、管内の関係機関が共通の認識を持ち、連携して取り組むために実施します。                         | 健康増進課   |
| 西宮市地域<br>精神保健福祉連絡会  | 精神障害者の適正医療の確保、社会参加の推進及び地域住民の心の健康増進を図り、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの整備・構築を目指します。                      | 健康増進課   |
| 地域ケア会議              | 高齢者等の支援内容の検討、高齢者の実態把握や地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の把握を行う等、保健、福祉、介護、医療等にかかる高齢者の支援に関わる活動を、総合的に調整、推進します。 | 地域共生推進課 |

| 事業・取組               | 事業内容  | 所管課     |
|---------------------|---|---------|
| 西宮市いじめ対応ネットワーク会議    | いじめ相談に関する体制等について共通理解を図るとともに、いじめの問題の迅速な解決に向けた全市的な協力体制を構築し、市及び学校におけるいじめ問題への取組の一層の充実を図ります。           | 学校保健安全課 |
| 母子保健事業<br>(養育支援ネット) | 未熟児等、養育上支援を必要とする家庭を早期に把握し、フォローしていくために、医療機関等と地域保健が連携し、早期から子育てを支援する母子保健医療情報システム「養育支援ネット」を活用して支援します。 | 地域保健課   |

### (3) 地域における見守り体制の充実

| 事業・取組        | 事業内容  | 所管課         |
|--------------|---|-------------|
| 認知症サポーター養成講座 | 認知症サポーター養成講座の開催により、認知症に対する正しい理解を市民に広げ、地域の見守り体制を強化します。   | 地域共生推進課     |
| あいサポート運動     | 様々な障害の特性を理解し、障害のある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくれます。                          | 障害福祉課       |
| 青少年補導関係事業    | 青少年の健全育成と非行化防止のため、補導活動や啓発活動等により、地域での子供の見守りを行います。また、生徒指導や不登校支援と連携して、生きづらさを抱えている子供たちを包括的に支援します。 | 学校保健安全課     |
| キッズのびのび事業    | 青少年に多彩な地域活動の場を提供し、青少年の社会参加を促すとともに、子供たちの見守り活動やあいさつ運動等、安全・安心なまちづくりの促進を図ります。                     | 青少年育成課      |
| 自治会活動支援事業    | 自治会の活動による地域コミュニティの醸成に努め、地域の支え合い促進、地域住民の孤立防止につなげます。  | 地域コミュニティ推進課 |

## 2 自殺対策を支える人材の育成

身近な人の不安や悩み、困難に気づき、支援機関につなぐことができるよう、市職員をはじめ、専門職や地域の関係者、市民等に対する研修・講座を実施します。

### (1) 市職員に対する研修の充実

| 事業・取組          | 事業内容   | 所管課   |
|----------------|--|-------|
| ゲートキーパー養成研修の実施 | 市役所職員対象のゲートキーパー養成研修を実施し、正しい知識のもと適切な対応を図れる人材を養成します。   | 健康増進課 |
| 職員研修事務         | 市役所職員に対しそれぞれの段階に応じたメンタルヘルス研修を行い、管理職については、庁内の相談窓口や部下からの相談の受け方等サポート方法・対処方法を組み込み、メンタルヘルス不調者に早期対応できる職場づくりを目指します。 | 研修厚生課 |

### (2) 様々な分野でのゲートキーパーの養成

| 事業・取組             | 事業内容  | 所管課          |
|-------------------|---|--------------|
| 関係団体・機関等に対する研修の実施 | 地域包括支援センター、民生委員・児童委員、サービス事業者等、住民サービスを行う関係者・関係機関に対し、ゲートキーパー養成研修を実施します。 | 健康増進課<br>関係課 |
| 自殺対策に関する講座の実施     | 市民等を対象に、「悩みの聞き方レッスン」と「ゲートキーパー入門講座」等を実施します。                            | 健康増進課        |

### 3 市民への啓発と周知

自殺や自殺対策に関する正しい知識や理解が広く市民に普及するよう、様々な機会を活用して周知・啓発を行います。また、不安や悩み、困難を抱えている人への情報提供、すべての市民が生きやすいまちに向けた啓発、理解促進に努めます。

#### (1) 自殺対策に関する周知・啓発 **重点**

| 事業・取組                    | 事業内容  | 所管課                       |
|--------------------------|---|---------------------------|
| 自殺対策普及啓発                 | 自殺対策についての知識や相談窓口を広く市民に周知するため、普及啓発グッズ等の配布やホームページ・メンタルチェック「こころの体温計」の運営、自殺予防週間・自殺対策強化月間での図書館展示、講演会の開催等を行います。 | 健康増進課                     |
| 市政ニュース等情報発信事業・広報番組制作事業   | 市政ニュースやSNS、広報番組・ラジオ等を通して、自殺対策に関する周知啓発、情報提供を行います。  | 広報課<br>健康増進課              |
| 健康づくり推進事業                | 健康づくりに関するリーフレット配布等を行うことで、市民への周知・啓発を行います。看護学生の実習カリキュラムに自殺対策に関する講義を入れることにより、自殺対策の視点を持った専門職の育成を行います。         | 健康増進課                     |
| 図書館管理運営事業                | 子供から大人までが気軽に利用できる居場所としての機能を果たすとともに、「命」や「心の健康」をテーマにした展示や関連書籍の特集を行うことで、自殺防止への周知啓発を行います。                     | 読書振興課<br>(図書館企画)<br>健康増進課 |
| 男女共同参画推進事業<br>(情報の収集・提供) | 西宮市男女共同参画センターウェブの図書・資料コーナーにおいて、自殺対策月間に合わせ特設展示を行います。   | 男女共同参画<br>推進課<br>健康増進課    |
| 救急活動業務                   | 救急講習会において、自殺未遂者への対応方法や相談窓口等に関する啓発用リーフレット等を配布することで、自殺対策への意識の醸成を図ります。                                       | 救急課                       |

## (2) 生きる支援に関する情報提供・講座の実施

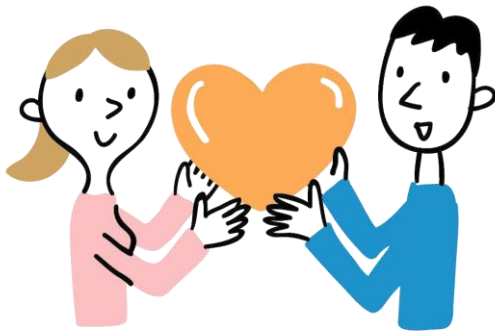
| 事業・取組          | 事業内容   | 所管課       |
|----------------|--|-----------|
| こころのケア講座       | 心の健康に関わる「睡眠」と「セルフケア」についての講座を開催し、市民の心の健康の維持増進を図ります。                               | 健康増進課     |
| 出前健康講座         | 医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職が依頼をもとに地域に出向き、身近なところで健康について学習できる機会を設けます。                  | 健康増進課     |
| 公民館地域学習推進員会事業  | 「健康・福祉」や「人権・多文化」をテーマにした講座を実施したり、施設において「生きることの支援」や相談機関等に関する情報を提供することで、周知・啓発を行います。 | 地域学習推進課   |
| 消費者教育・啓発事業     | 消費生活に関する出前講座や啓発事業の実施により、消費者トラブルを防止するための啓発や、万一被害に遭った場合の相談先の周知を行います。               | 消費生活センター  |
| 男女共同参画推進事業（啓発） | 男女共同参画社会を推進し、誰もが生きやすい社会にするための啓発や、市民の悩みの解決につながる講座を開催します。                          | 男女共同参画推進課 |
| 後期高齢者医療保険料徴収事務 | 保険料の滞納者に対して納付相談を実施し、状況に応じて、相談先の周知啓発を行います。  | 高齢者医療保険課  |
| 青少年施策推進事業      | 青少年の健全な育成を図るため、さくらFMスポット放送、インターネット問題に関する研修支援事業等の広報・啓発事業を実施します。                   | 青少年施策推進課  |

## (3) 生きやすいまちに向けた意識啓発

| 事業・取組    | 事業内容  | 所管課     |
|----------|---|---------|
| 人権啓発推進事業 | 様々な人権侵害により不安を抱えたり精神的に追い込まれたりする人を生まないため、人権意識の向上に向けた講演会等を実施します。 | 人権平和推進課 |



| 事業・取組           | 事業内容  | 所管課       |
|-----------------|---|-----------|
| 人権教育推進事業        | 人権問題に対して正しい理解を深めることであらゆる偏見や差別の解消につなげ、誰もが安心して暮らすことができる講座・講演会等を実施します。 | 人権教育推進課   |
| 性の多様性に関する取組（啓発） | 性の多様性に関するリーフレットの配布や講座等を実施します。                                       | 男女共同参画推進課 |
| 外国人 인권啓発事業      | 外国人の 인권に対して理解を深め、差別を許さない心を啓発するために、講座や研修会を実施します。                     | 秘書課       |



## 4 生きることの促進要因への支援

各種相談支援や困難を抱えている人への支援により、孤立に陥って不安を抱え込むことを防ぎ、希望を持って日々を過ごすことができるよう、生きることの促進要因を増やす取組を推進します。

### (1) 相談・支援体制の充実

| 事業・取組                 | 事業内容  | 所管課            |
|-----------------------|---|----------------|
| こころのケア相談<br>(ひきこもり相談) | ひきこもりについて臨床心理士等が電話や面接で相談に応じます。                                    | 健康増進課          |
| みやっこころのサポートダイヤル       | 心の悩みや生きづらさについて、臨床心理士が電話で相談に応じます。                                  | 健康増進課          |
| 精神保健福祉相談              | 精神疾患、認知症、アルコール依存症等の心の悩みについて医師又は保健師等が相談に応じます。                      | 健康増進課<br>地域保健課 |
| 電話面接等健康相談             | 母子、成人、精神、難病保健等の相談に対して、電話又は面接にて個別に助言、必要時医療機関や関係機関等の紹介、継続フォローを行います。 | 地域保健課          |
| 広聴事業                  | 市民からの市政に対する提案・意見等を聞く窓口として、どこに相談したらよいか迷っている人の話を聞き、関係課や専門相談につなぎます。  | 市民相談課          |
| 市民生活等相談事業             | 市民の日常生活上生じる法律問題や多種多様なトラブル、悩みごと及び市政に関する相談に応じます。                    | 市民相談課          |
| 消費生活相談事業              | 契約トラブル等の消費生活相談について、消費生活相談員が相談に応じます。また、多重債務相談については、司法書士が相談に応じます。   | 消費生活センター       |
| 健康医療相談<br>ハローにしのみや    | 健康・医療・育児の悩み・家庭での介護等についての相談や心理相談に電話で応じます。                          | 保健総務課          |
| 納税相談                  | 滞納者等に対して、納税相談を行います。   | 納税課            |

| 事業・取組           | 事業内容   | 所管課       |
|-----------------|--|-----------|
| 性の多様性に関する取組（相談） | 性的マイノリティ電話相談として、当事者やその家族、学校の先生、支援者等からの相談に応じます。 | 男女共同参画推進課 |

## (2) 自殺未遂者・自死遺族等への支援

| 事業・取組                  | 事業内容  | 所管課            |
|------------------------|---|----------------|
| 精神保健福祉業務（自殺未遂者等への相談支援） | 自殺未遂者等に対し、相談・支援を行います。                           | 健康増進課<br>地域保健課 |
| 精神保健福祉業務（自死遺族等への相談支援）  | 自死遺族等からの相談に応じ、遺族会や法律相談等について情報提供を行います。           | 健康増進課<br>地域保健課 |
| 医療安全（リスクマネジメント）        | 院内の医療安全管理のための研修等を実施し、自殺未遂者等のリスクの高い人への早期対応に努めます。 | 中央病院           |

## (3) 生活困窮者への支援

| 事業・取組        | 事業内容  | 所管課      |
|--------------|---|----------|
| 生活困窮者自立支援等事業 | 生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階での自立相談支援、住居確保給付金の支給、就労準備支援、学習支援等の支援を実施し、生活困窮者の自立を図ります。 | 厚生課      |
| 生活保護扶助事業     | 生活に困窮する市民に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の支援を図ります。                          | 厚生課      |
| 市営住宅等管理業務    | 住宅困窮者に対し、一定の条件に基づいて低家賃で市営住宅を提供し、健康で文化的な生活を保障します。                            | 住宅入居・家賃課 |
| 健康診査・保健事業    | 健（検）診を通して健康づくりを促すとともに、健（検）診費用免除制度により生活困窮者等の健康づくりを支援します。                     | 健康増進課    |

#### (4) 生きづらさを抱える人への支援

| 事業・取組                          | 事業内容   | 所管課     |
|--------------------------------|--|---------|
| 成年後見制度<br>利用支援事業               | 成年後見制度の利用が必要と判断される方で理由により法定後見の申立ができない場合に市長が親族に代わり、後見申立を家庭裁判所に行ない、また、生活保護受給者等で申立費用や後見人等の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者に対して後見人等の申立費用や報酬費用の全部又は一部の助成を行うことで、判断能力が十分でない方等が地域で安心してその人らしく生活できるよう支援します。 | 生活支援課   |
| ひきこもり青年の<br>家族交流会・<br>ひきこもり講演会 | ひきこもりの家族を対象とした交流会、及びひきこもりに関する講演会を実施することで、ひきこもりに関する支援を行います。   | 健康増進課   |
| 不登校児童生徒支援<br>事業                | 教育支援センター「あすなろ」において、不登校児童生徒への支援を行うとともに、通所できない子供に対しては、定期的な連絡を行います。   | 学校保健安全課 |
| 西宮市教育委員会<br>教育支援センター事業         | 西宮市内に教育支援センター「あすなろ」を開設し、不登校児童生徒の社会的自立の教育に重点を置いた指導及び援助を行います。  | 学校保健安全課 |
| 障害者就労支援等<br>事業                 | 障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けることができるよう障害のある人の就労及び自立生活の支援と社会参加の推進を行います。  | 障害福祉課   |
| 難病保健事業                         | 難病患者や小児慢性特定疾病の子供とその家族が安心して療養生活を過ごせるように家庭訪問、面接相談、電話相談等を実施します。   | 保健予防課   |

#### (5) 孤立しないための支援 **重点**

| 事業・取組               | 事業内容   | 所管課     |
|---------------------|--|---------|
| 民生委員・児童委員<br>活動推進事業 | 住民に最も近い立場で地域の見守りや相談支援活動、情報提供を行う民生委員・児童委員の活動を支援します。 | 地域共生推進課 |

| 事業・取組                   | 事業内容   | 所管課                |
|-------------------------|--|--------------------|
| 地域のつどい場<br>推進事業         | 住民同士がより身近で気軽に集まることが<br>できる「つどい場」が多く地域で開設されるよ<br>う支援を行います。                          | 地域共生推進課            |
| 社会資源情報サイト<br>「にしま〜れ」    | 社会参加を促進、支援するため、多様な場や取<br>組についてインターネット上で検索ができる<br>サイトを運用し、情報提供・情報発信に取り組<br>みます。     | 地域共生推進課            |
| 生涯学習事業                  | 講座等の開催により、高齢者等の生きがいづ<br>くりや交流の場を提供します。   | 地域学習推進課<br>(宮水学園等) |
| 地域情報誌<br>『宮っ子』発行        | 企画、編集、配布を市民ボランティアが行う地<br>域情報誌『宮っ子』での地域情報の発信等、地<br>域コミュニティ活動を支援します。                 | 市民協働推進課            |
| 福祉タクシー<br>派遣制度          | 障害のある人の社会参加と自立を促進するた<br>めに、移動手段として福祉タクシーの派遣等<br>を行い、外出を支援します。                      | 障害福祉課              |
| 放課後子供教室事業               | 放課後や週末等に、地域が主体となって取り<br>組む、地域の子供を対象とした、学習支援やス<br>ポーツ教室、文化活動、地域住民との交流活動<br>等を支援します。 | 青少年育成課             |
| 放課後キッズルーム<br>事業         | 子供たちの居場所づくりを行い、地域の大人<br>が子供を見守ります。   | 地域学校協働課<br>(放課後事業) |
| 性の多様性に関する<br>取組（居場所づくり） | 悩みを抱え込みやすい学生等を対象に、性的<br>マイノリティの当事者同士の交流の場や気軽<br>に相談できる場として、居場所づくりを支援<br>します。       | 男女共同参画<br>推進課      |

## 5 子ども・若者への支援

命や暮らしの危機に直面した時に、適切に対処できる力を身につけられるよう、子供の頃から命の大切さや周囲を尊重する意識を育て、学校や地域が連携して、子供たちや子育て家庭を見守る体制を推進します。

### (1) 命の大切さ・尊さを実感させる教育・学習の推進

| 事業・取組          | 事業内容   | 所管課     |
|----------------|--|---------|
| 学校人権教育事業       | 人権教育により、人権問題に対して理解を深めることで、あらゆる偏見や差別の解消につながるのと同時に、誰もが安心して暮らすことができる環境づくりに取り組みます。                                     | 学校教育課   |
| トライやる・ウィーク推進事業 | 地域の人とのつながりの中で主体的に行動する生きる力を身につけるための、様々な体験活動を行います。   | 学校教育課   |
| 家庭教育関係事業       | 生きる力と社会性のある子供たちを育成できる教育力を持った家庭を育むための啓発活動や学習機会の提供を行います。   | 地域学校協働課 |
| 思春期保健事業        | 思春期の児童やその保護者等を対象に、身体・心理・社会の各側面から性や妊娠、出産に関する正しい知識を獲得し、家族で“性”を話し合うきっかけづくりとなり、“性”から“生”への気づきや性に対する理解を深めることを目的として実施します。 | 地域保健課   |

**(2) 教育相談体制の充実** **重点**

| 事業・取組       | 事業内容  | 所管課      |
|-------------|---|----------|
| 全国学力・学習状況調査 | 子供たちの学力状況を把握するため、小学6年生と中学3年生の生徒を対象に教科に関する調査と質問紙調査を実施し、教育指導の充実や学習状況改善に役立っています。   | 教育研修課    |
| 生徒指導事業      | 児童生徒が抱える課題やその家庭が直面している問題に早期に気づき、適切な関係機関につなげるなど、必要な支援への窓口となります。更に、スクールソーシャルワーカーによる関係機関と連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与します。また、教育相談員による児童生徒への心の相談を行うとともに、教職員にカウンセリングマインド研修等を行うことにより、共感的理解を生かした児童生徒への支援から自殺予防への取組を行います。 | 学校保健安全課  |
| 学校精神保健推進事業  | 子供の心の健康問題に対し、教員が適切な指導・援助ができるよう、精神科医と共に協議をするコンサルテーション事業を実施し、必要な支援を検討します。   | 学校保健安全課  |
| 学校健康診断事業    | 学校健康診断において、児童生徒の身体的な異変から、虐待や育児放棄等に気づき、支援につなげます。   | 学校保健安全課  |
| いじめ相談ダイヤル   | 子供や家族等からのいじめに関する相談に対し、専門の相談員が対応します。   | 学校保健安全課  |
| 発達・教育相談事業   | 子供の心身の発達や療育・福祉サービスに関すること、不登校等の悩みについて、専門の相談員が相談に応じます。  | 地域・学校支援課 |
| 地域・学校支援事業   | 学校・園や関係機関等との連携により、不登校や学校生活で配慮を必要としている児童生徒を早期に発見し、支援につなげます。  | 地域・学校支援課 |
| 特別支援教育事業    | 障害や発達上の特性がある児童生徒に対する、学習指導や就学支援等の支援体制を充実します。   | 特別支援教育課  |
| 消費者教育・啓発事業  | 学校、大学において、講座や相談先の啓発を行い、若者のトラブルを防止します。   | 消費生活センター |

### (3) 子育て家庭への支援

| 事業・取組                        | 事業内容  | 所管課     |
|------------------------------|---|---------|
| 育児支援訪問事業                     | 乳児家庭全戸訪問事業において、生後3ヶ月頃までの乳児がいるすべての家庭を訪問。出生後の家庭の様子を伺いながら、子育て支援に関する情報提供を行います。また、出産後に親族等の支援を受けられない家庭等に対し、ヘルパー派遣による家事・育児支援を行います。 | 子供家庭支援課 |
| 家庭児童相談事業                     | 児童虐待に関する相談をはじめ、育児不安等による児童の養育等に関する相談を受けるとともに、要保護児童対策地域協議会により、関係機関のネットワークの中で虐待予防や早期発見・支援を行い、気になる家庭や課題を抱える家庭に対して伴走支援を行います。     | 子供家庭支援課 |
| 子育てテレフォン『ハッピートーク』            | 保護者の相談窓口として24時間365日対応します。   | 子供家庭支援課 |
| 家庭児童相談事業<br>(子育て家庭ショートステイ事業) | 家庭において一時的に養育が困難になった場合に、施設又は里親により養育、保護をします。  | 子供家庭支援課 |
| ひとり親家庭相談事業                   | ひとり親家庭の経済上の問題や就業の相談、住居、教育の問題等、様々な相談に応じ、支援につなぐとともに、生活困窮世帯の中学生を対象に、学習支援を行い、気になる家庭については情報を共有します。                               | 子供家庭支援課 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付事業               | 母子・父子家庭及び寡婦への貸付により、児童福祉の増進を図ります。  | 子供家庭支援課 |
| 母子保健事業<br>(乳幼児健診)            | 乳幼児を対象に疾病や発達障害の早期発見や養育者への育児支援、虐待の早期発見・予防を目的に実施します。育児や栄養、歯の相談・助言を行い、養育者の育児支援の機会とするとともに、保護者自身の健康づくりに関する啓発も行います。               | 地域保健課   |
| 母子保健事業<br>(健康相談)             | 乳幼児の保護者の育児不安の軽減や乳幼児の健全な成長を促すために相談、助言を行います。  | 地域保健課   |



| 事業・取組              | 事業内容   | 所管課       |
|--------------------|--|-----------|
| 地域子育て支援拠点事業        | 大学や公募事業者等において、就学前児童（特に0～2歳児）のいる世帯を対象に、親子でいつでも自由に集い遊べる場の提供や子育て相談窓口、情報提供、講座・講習・イベントの企画及び開催を実施します。            | 子育て総合センター |
| 利用者支援事業            | 親子の身近な場所である地域子育て支援拠点事業実施施設で子育てコンシェルジュが個々の家庭のニーズを必要な支援制度や施設へつなげる「利用者支援」と地域の既存施設や関係団体との関係づくりを進める「地域連携」を行います。 | 子育て総合センター |
| ファミリーサポートセンター事業    | 地域の中で子供を預け、預けあい、地域ぐるみの子育て支援を行うことで、子育ての孤立化や負担感、不安感の解消につなげます。  | 子育て総合センター |
| 地域型保育等支援事業         | 保育の充実と安定を図るため、保育支援員及び保健師が巡回支援や電話相談、研修機会の提供等を行います。安全な保育体制の整備や課題を有する家庭の把握と支援等につながるよう保育所等を支援します。              | 保育所事業課    |
| 児童発達支援事業           | 通園療育や発達相談により、保護者の子育てへの不安解消や負担の軽減を図ります。   | 発達支援課     |
| 留守家庭児童育成センター管理運営事業 | 保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭児童を対象に、放課後や長期休業中における子供たちの安全と健全育成を図る場を提供します。  | 育成センター課   |
| 就学奨励助成事業           | 保護者の経済負担の軽減、児童・生徒の教育を受ける機会を保障するため、給食費などの援助を行います。   | 学事課       |
| 児童扶養手当支給等事業        | ひとり親家庭や障害児家庭等に対する手当の支給により経済的負担の軽減につなげます。   | 子育て手当課    |

## 6 働き世代への支援

ストレスや心身の不調を抱えやすい働き世代に対し、誰もが快適に働ける職場環境を整えることで、生きることを阻害する要因を減らすとともに、働く人の心身の健康を維持するための取組を推進します。

### (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

| 事業・取組            | 事業内容  | 所管課       |
|------------------|---|-----------|
| 職員健康管理事務         | 年1回ストレスチェックを実施し、職員自身のストレスの気づきを促したり、メンタル不調者へのカウンセリングや面談を実施します。また、職員自身のセルフケア能力を高めるとともに、メンタル不調者の兆候を周囲の職員が早期に気づける力を習得できるようメンタルヘルス研修を行います。 | 人事課       |
| メンタルヘルスに関する情報提供  | 市ホームページに働き世代に向けてのメンタルヘルスに関する情報を提供します。   | 健康増進課     |
| 職場のメンタルヘルスに関する相談 | 職場のメンタルヘルス対策に関する労働安全衛生法等の相談対応、監督指導を行います。  | 西宮労働基準監督署 |

### (2) 働きやすい環境づくりの推進

| 事業・取組                   | 事業内容   | 所管課       |
|-------------------------|--|-----------|
| 雇用対策・人材育成の支援            | 各事業所の労働力の確保と安定が図れるよう、健康経営や人材育成につながる各種研修やセミナー及び個別の相談を実施します。       | 西宮商工会議所   |
| 西宮商工会議所報「Report (れぼると)」 | 毎月、会員に対して所報「Report (れぼると)」を送付し、法律や税制の改正、県や市の政策等、勤労者に役立つ情報を提供します。 | 西宮商工会議所   |
| 総合労働相談コーナー              | 労働条件や募集採用、いじめ・嫌がらせ等労働問題に関するあらゆる分野の相談を、専門の相談員が相談に応じます。            | 西宮労働基準監督署 |

## 7 高齢者への支援

高齢者が日々の生活において生きがいを持ち、安心して暮らすことができるよう、地域で孤立することを防ぐ取組や高齢者の健康状態を維持していくための取組を推進します。

### (1) 高齢者の地域生活を支える体制の充実 **重点**

| 事業・取組           | 事業内容   | 所管課       |
|-----------------|--|-----------|
| 地域包括支援センター運営事業  | 地域包括支援センター（高齢者あんしん窓口）において総合相談支援、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、困難事例への対応・助言、地域の様々な関係機関とのネットワーク構築等の業務を行います。 | 福祉のまちづくり課 |
| 生活支援体制整備事業      | 生活支援コーディネーターが地域における資源開発や担い手となる人材の育成、ネットワークの構築に取り組み、多様な主体によるサービス提供体制の構築や居場所の活動支援を行います。            | 地域共生推進課   |
| 認知症地域ケア推進事業     | 「認知症SOSメール配信事業」や位置探索システム専用端末機の貸出しを行い、認知症高齢者等の早期発見と安全の確保に役立て、家族等の負担の軽減を図ります。                      | 地域共生推進課   |
| 地域自立生活支援事業      | 24時間体制で緊急時の通報や健康相談を受け付け、見守りが必要な高齢者や障害者等の家庭内の事故等に随時対応します。   | 地域共生推進課   |
| 介護予防・生活支援サービス事業 | 高齢者が要支援・要介護状態になることをできるだけ予防又は要介護状態等の軽減、悪化を防止するとともに、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行います。                     | 高齢介護課     |
| 高齢者虐待防止ネットワーク事業 | 高齢者の虐待に関する情報収集、課題解決に向けたネットワークの構築や、虐待を受けている高齢者の保護と養護者の支援を行い、また、地域における虐待防止に関する普及啓発活動を行います。         | 生活支援課     |

| 事業・取組    | 事業内容   | 所管課   |
|----------|--|-------|
| 老人保護措置事業 | 環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定を図るために、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所委託措置等の必要な措置を講じます。 | 生活支援課 |

## (2) 生きがいづくり・社会参加の促進

| 事業・取組         | 事業内容   | 所管課     |
|---------------|--|---------|
| みみより広場事業      | 高齢者向けの介護予防や健康、権利擁護等の日常生活に必要な情報を提供する講座を開催することで、高齢者の相互交流及び活動の促進を行います。                          | 健康増進課   |
| 老人クラブ活動推進事業   | 単位老人クラブ及び一般社団法人西宮市老人クラブ連合会が行う高齢者の知識及び経験を活かした「生きがいと健康づくり」のための多様な社会活動に対して補助金を交付することで、活動を支援します。 | 地域共生推進課 |
| シニアサポート事業     | 公的制度では応えきれない支援が必要な高齢者に対して、60歳以上の高齢者がサポーターとなり援助活動を実施し、高齢者の自立生活支援を行います。                        | 地域共生推進課 |
| 高齢者外出支援サービス事業 | 福祉タクシーの派遣やバス運賃助成により、高齢者の外出支援を行います。   | 高齢介護課   |
| 敬老行事等事業       | 多年に渡り社会につくした高齢者を敬うとともに、高齢者自らの生きがいと社会参加を促進します。  | 高齢介護課   |

## (3) 高齢者・介護者の心身の健康づくりの推進

| 事業・取組                  | 事業内容   | 所管課      |
|------------------------|--|----------|
| 西宮いきいき体操               | 高齢者向けの体操を通して介護予防の啓発や活動を行う地域活動組織や人材の育成・支援を実施します。                                      | 健康増進課    |
| 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 | 後期高齢者を対象に医療専門職による生活習慣病の重症化予防等のための保健指導や通いの場において健康教育、講座や健康相談を実施し、フレイル予防、健康寿命の延伸を目指します。 | 健康増進課    |
| 介護保険事業（地域支援事業を除く）      | 介護サービスの提供を通じて、高齢者本人の生活支援や家族介護者の負担軽減に取り組みます。また、福祉専門職等が介護に関する問題等に気づき、支援につなげます。         | 高齢介護課    |
| 後期高齢者医療健康診査事業          | 健康診査により高齢者の健康に対する意識の向上と疾病の早期発見・重症化予防を図ります。   | 高齢者医療保険課 |



## 8 女性への支援

妊産婦や子育て中の女性、困難な問題を抱える女性への支援として、相談支援や不安や課題に寄り添った支援を進めます。

### (1) 困難な問題を抱える女性への支援 **重点**

| 事業・取組          | 事業内容  | 所管課       |
|----------------|---|-----------|
| 女性相談支援事業       | 問題を抱えた女性の相談に応じ、必要な支援・情報提供を行います。                                   | 子供家庭支援課   |
| 男女共同参画推進事業（相談） | 女性相談員・弁護士・キャリアコンサルタントによる女性のための相談室を実施し、相談者が自分を大切に生きようと思えるように支援します。 | 男女共同参画推進課 |

### (2) 妊産婦への支援

| 事業・取組          | 事業内容  | 所管課   |
|----------------|---|-------|
| 母子保健事業         | 母子健康手帳交付時に全員に対して保健師・助産師による面談を行うとともに、必要に応じて、妊娠中～子育て期にかけて継続支援を行います。         | 地域保健課 |
| 母子保健事業（産後ケア事業） | 乳房ケア等の育児・休息のサポートを行い、身体的回復と心理的な安定を促進し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援します。          | 地域保健課 |
| 産婦健康診査         | 出産後に医療機関で受診した産婦健康診査について助成を行います。産後の身体と心の状態を確認し、心身のケアに必要な産婦には産後ケア事業等を紹介します。 | 地域保健課 |

## ◇ 生きる支援の関連施策

| 事業・取組          | 事業内容  | 所管課                |
|----------------|---|--------------------|
| 市民表彰関係事業       | 様々な市民活動等において、顕著な功績のあった個人及び団体に対して表彰を行います。  | 秘書課                |
| 震災犠牲者追悼関係事業    | 阪神・淡路大震災のご遺族をはじめ市民や関係者ととともに犠牲となられた方々の追悼を行います。   | 秘書課                |
| 防火・防災活動推進事業    | 地域への防火・防災知識の普及を行います。  | 予防課                |
| 災害救助事業         | 市内において発生した災害により、その使用する住居又は店舗等が全焼、全壊若しくは流失、半焼若しくは半壊又は床上浸水の被害を受けた場合や災害による負傷や死亡者が発生した場合に見舞金、弔慰金を支給します。 | 地域コミュニティ推進課        |
| 国民健康保険保健事業     | 特定健康診査により健康問題を把握するとともに、リスクに応じて保健指導を実施します。   | 国民健康保険課            |
| 医療費助成事業        | 医療費の助成により負担を軽減するとともに、申請時等に各種制度の案内とあわせて、生きる支援や相談先の周知啓発を行います。   | 医療年金課              |
| 結核感染症予防対策事業    | 感染症に関する正しい知識の普及により、過剰な不安を防ぐとともに、感染者に対する偏見や差別の解消につなげます。  | 保健予防課              |
| 平和施策推進事業       | 原水爆禁止西宮協議会等と協働し、様々な平和啓発活動を実施します。  | 人権平和推進課            |
| 農業体験推進事業       | 農業に対する理解と認識を深めてもらうため、実際に農作業に従事してもらう機会を創出します。  | 農政課                |
| スポーツ推進事業       | 多くの市民にスポーツに親しむ機会を提供します。   | スポーツ推進課            |
| 生涯学習推進事務       | 生涯学習施策の推進により、市民の生きがいづくりや交流の場を提供します。   | 生涯学習企画課            |
| 大学交流センター管理運営事業 | 市内大学が交流し各種事業に取り組むことで、市民に学びの場を提供します。   | 地域学習推進課<br>(学習・大学) |

| 事業・取組              | 事業内容  | 所管課       |
|--------------------|---|-----------|
| 特別障害者手当等<br>支給事業   | 精神又は身体が著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人を対象に手当を支給することにより、重度の障害のために必要となる特別な経済的負担の軽減を図ります。       | 障害福祉課     |
| 障害者介護給付等<br>事業     | 障害者総合支援法に基づき、障害者（児）等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、その他の支援を行います。                   | 障害福祉課     |
| 自立支援医療<br>（更生医療）   | 障害のある人が、生活上の便宜を増すために障害を軽くしたり、機能を回復することを目的とした医療費の一部を公費で負担します。  | 障害福祉課     |
| 自立支援医療<br>（精神通院医療） | 精神疾患の治療のための医療費について、その一部を公費で負担します。   | 障害福祉課     |
| 自立支援医療<br>（育成医療）   | 手術等によって確実な治療効果の期待できる身体に障害のある18歳未満の児童に対して、医療費の一部を公費で負担します。   | 保健予防課     |
| 障害者児在宅福祉<br>事業     | 障害のある人が住み慣れた住宅で安心して暮らしていけるように、住宅におけるバリアフリー化工事に係る経費の助成等を行います。  | 生活支援課     |
| 補装具給付事業            | 障害者の社会生活を支援するため、障害の程度・種類に応じて、装具等の購入費及び修理にかかる費用の一部を支給します。  | 生活支援課     |
| 診療・リハビリ事業          | こども未来センター診療所において、子供の運動発達の遅れやことばの発達についての診療等、医療的な支援を行うとともに、保護者や子供が抱えている問題を把握した場合は支援機関等へつなぎ、本人の日常生活の充実や向上につなげます。 | 診療事業課     |
| 児童館管理運営事業          | 子供・保護者双方にとっての居場所としてひきこもりや孤立を防ぐとともに、悩みを抱えた保護者や子供を発見した場合は、必要な支援につなげます。  | 子育て総合センター |



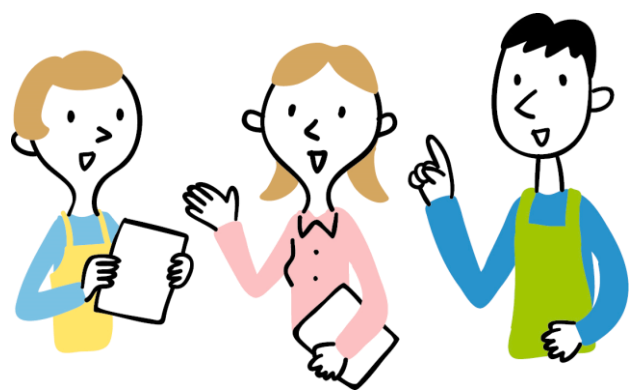
| 事業・取組                       | 事業内容   | 所管課           |
|-----------------------------|--|---------------|
| 民間賃貸住宅<br>すみかえサポート事業        | 低額所得者や高齢者、障害者、外国人、子供を養育している者等、住宅の確保にお困りの方（住宅確保要配慮者）が市内で住宅を探している場合、住まい探しに役立つ知識や協力不動産店とのマッチング、居住支援に係る情報の紹介を行います。 | すまいづくり<br>推進課 |
| 交通安全対策事業                    | 大切な人を交通事故でけがをさせたり失ったりすることのないよう、警察、交通安全協会及び地域団体等と協力して交通安全運動を行います。   | 交通安全対策課       |
| 水道料金徴収業務                    | 料金滞納者に対する料金徴収（集金）や給水停止執行業務を行います。   | 上下水道局<br>業務課  |
| 軽費老人ホーム<br>補助事業             | 軽費老人ホーム等に入居する利用者の負担軽減の支援を行います。   | 福祉の<br>まちづくり課 |
| 人生いきいき住宅改<br>造助成（福祉）事業      | 高齢者等が住み慣れた住居でより長く生活することができるよう、住環境の整備を支援します。  | 高齢介護課         |
| はり・きゅう・マッ<br>サージ施術費<br>補助事業 | 経済的な支援により、高齢者の健康増進につなげます。  | 高齢介護課         |
| 家族介護支援事業                    | 介護用品の支給等により、在宅で介護する家族の精神的、経済的負担の軽減を図ります。   | 高齢介護課         |
| 特定保健指導                      | 特定健康診査により健康問題を把握するとともに、リスクに応じて保健指導を実施します。  | 地域保健課         |

## ◇ 評価指標

| 基本目標                             | 評価指標   | 現状値<br>(令和4年度) | 中間<br>(令和10年度) | 目標値<br>(令和16年度) |
|----------------------------------|--|----------------|----------------|-----------------|
| 1 自殺対策を<br>推進する<br>ネットワーク<br>の強化 | 自殺対策庁内連絡会議の開催回数                                    | 2回             | 2回             | 2回              |
|                                  | 自殺対策ネットワーク会議の<br>開催回数                              | 1回             | 1回             | 1回              |
| 2 自殺対策を<br>支える<br>人材の育成          | ゲートキーパー養成研修・自殺危機<br>初期介入スキルワークショップの<br>延べ受講者数（市職員） | 261人           | 480人           | 960人            |
|                                  | 自殺対策に関する講座の延べ受講者数<br>（市民・専門職等）                     | 3,252人         | 5,000人         | 6,300人          |
| 3 市民への<br>啓発と周知                  | 自殺対策のホームページ年間閲覧数                                   | 10,718PV       | 11,800PV       | 12,800PV        |
|                                  | 生きることの包括的な支援に関する<br>情報発信回数                         | 24回            | 27回            | 29回             |
|                                  | 生活と健康に関するアンケートで<br>ゲートキーパーについて「知らない」<br>と回答した割合    | 82.0%          | 76%            | 70%             |
| 4 生きること<br>の促進要因<br>への支援         | みやっここころのサポートダイヤル<br>相談件数                           | 304件           | 360件           | 410件            |
|                                  | 自殺未遂者等への相談支援回数<br>（電話・面接・訪問）                       | 237回           | 240回           | 250回            |
|                                  | 社会資源情報サイト「にしま〜れ」<br>年間閲覧数                          | 62,502 PV      | 130,000PV      | 190,000 PV      |
|                                  | 生活と健康に関するアンケートで<br>「自殺をしたいと考えたことがな<br>い」と回答した人の割合  | 72.6%          | 76%            | 80%             |

| 基本目標             | 評価指標   |              | 現状値<br>(令和4年度) | 中間<br>(令和10年度) | 目標値<br>(令和16年度) |
|------------------|--|--------------|----------------|----------------|-----------------|
| 5 子ども・若者<br>への支援 | 全国学力・学習状況調査の質問項目<br>で「自分にはよいところがあると思<br>いますか」に肯定的に回答した割合       |              | 約80%           | 約80%           | 約80%            |
|                  | 家庭児童相談   | 相談件数         | 2,772件         | ※1             | ※1              |
|                  |  | うち虐待<br>対応件数 | 1,256件         | ※1             | ※1              |
| 6 働き世代<br>への支援   | メンタルヘルスに関するホームペー<br>ジ年間閲覧数                                     |              | -              | 3,000PV        | 5,000PV         |
| 7 高齢者<br>への支援    | 西宮いきいき体操   | グループ数        | 253グループ        | 325グループ        | 385グループ         |
|                  |  | 参加実人数        | 7,168人         | 9,750人         | 11,550人         |
|                  | 生活と健康に関するアンケートの<br>質問で「地域包括支援センター」を<br>知っていると感じた60歳以上の<br>人の割合 |              | 24.7%          | 27%            | 29%             |
| 8 女性<br>への支援     | 女性相談の相談実施回数  |              | 835回           | ※1             | ※1              |
|                  | 女性のための相談室の相談件数   |              | 1,643件         | ※1             | ※1              |
|                  | 母子健康手帳交付時における<br>保健師・助産師の面談率                                   |              | 100%           | 100%           | 100%            |

※1 家庭児童相談、女性相談、女性のための相談室に関わる相談数は、目標設定対象とすること  
はなじまないため目標値は定めない。



## 第5章 計画の推進体制と進行管理



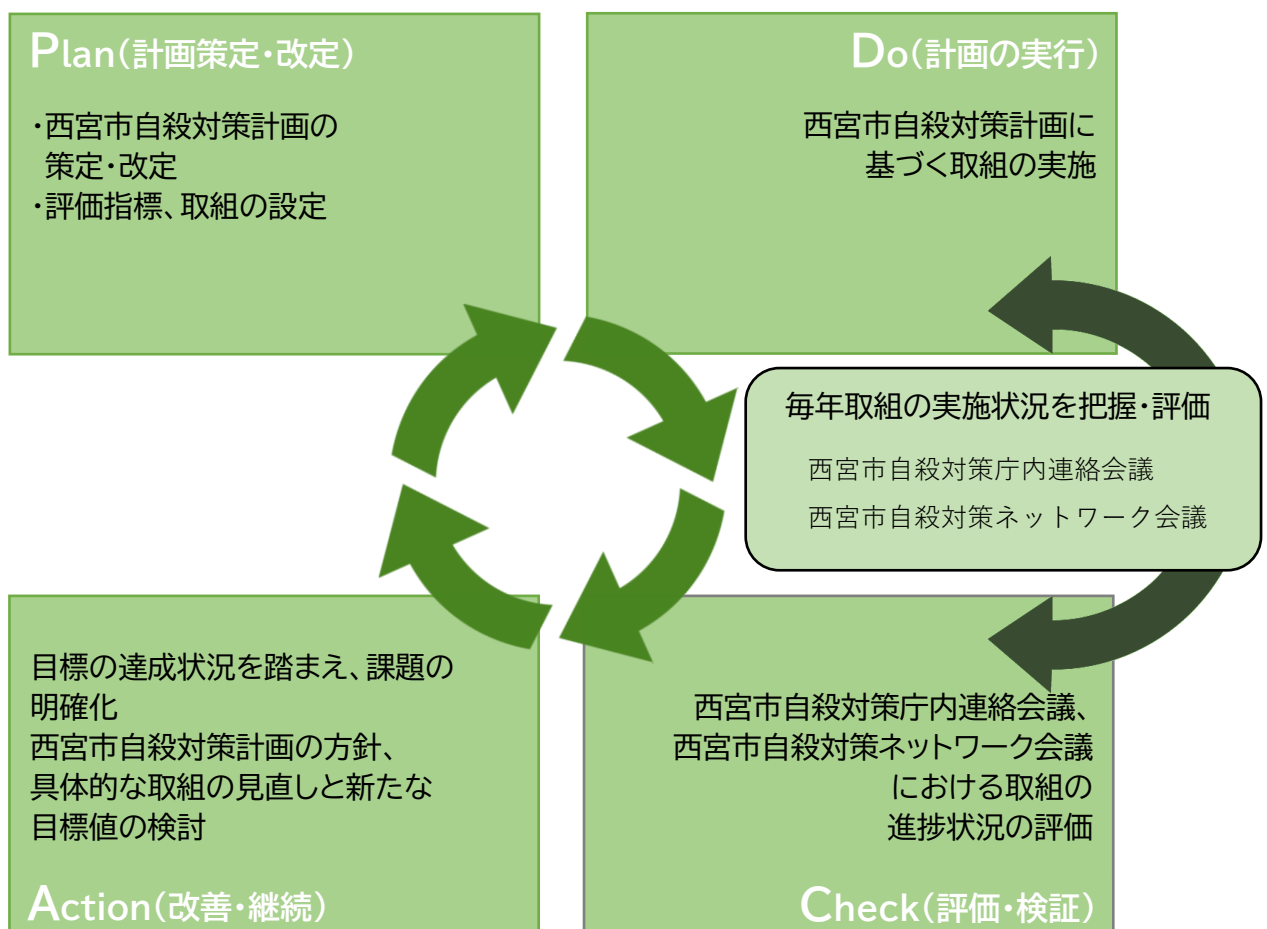
## 1 計画の推進体制

自殺対策の推進においては、庁内をはじめ関係機関や団体、地域との緊密な連携が欠かせません。庁内体制として、「西宮市自殺対策推進本部」及び庁内関係課からなる「西宮市自殺対策庁内連絡会議」において、全庁的かつ横断的な自殺対策の推進に向けた連絡・調整を行います。

また、管内の関係機関で構成する「西宮市自殺対策ネットワーク会議」において、関係機関等との連携強化、情報共有を図り、市全体での取組を推進します。

## 2 進行管理

本計画を効果的・計画的に推進していくために、令和17（2035）年度だけでなく、定期的に西宮市自殺対策庁内連絡会議等で関係課の取組の推進及び進行状況の点検や課題の整理、取組の評価等の進行管理を行います。



令和17（2035）年度：最終評価

## 資料編



# I 西宮市自殺対策推進本部設置要綱

(目的・設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき実施する西宮市における自殺対策に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、西宮市自殺対策推進本部(以下「本部」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するために、次の事項を処理する。

- (1) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策計画の施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (4) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること
- (5) その他、目的達成のための必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する

- 2 本部長は、健康福祉局を担任する副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、健康福祉局長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 本部長が不在のとき、又は本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指定する部員がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、保健所において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(付則) この要綱は、令和4年8月1日から実施する。

(付則) この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

※別表は省略



## 2 計画の策定経過

| 令和4年度                    |   |
|--------------------------|---|
| 令和4年6月9日                 | 令和4年度第1回西宮市自殺対策庁内連絡会議<br>(1) 西宮市自殺対策計画（仮称）の策定について<br>(2) 市民アンケート（案）について<br>(3) 事業の棚卸について                                |
| 令和4年8月1日                 | 西宮市自殺対策推進本部の設置  |
| 令和4年10月26日               | 令和4年度第1回西宮市自殺対策ネットワーク会議<br>(1) 西宮市自殺対策計画（仮称）の策定について<br>(2) 事業の棚卸しについて   |
| 令和5年2月13日                | 令和4年度第2回西宮市自殺対策庁内連絡会議<br>(1) 新たな自殺総合対策大綱について<br>(2) 西宮市自殺対策計画（仮称）における重点課題及び取組に関する協議                                     |
| 令和5年度                    |   |
| 令和5年7月13日                | 令和5年度第1回西宮市自殺対策庁内連絡会議<br>(1) 「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引きについて<br>(2) 西宮市自殺対策計画（仮称）の名称・目標値について<br>(3) 西宮市自殺対策計画（仮称）骨子案・施策体系の検討   |
| 令和5年8月4日                 | 令和5年度第1回西宮市自殺対策ネットワーク会議<br>(1) 「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引きについて<br>(2) 西宮市自殺対策計画（仮称）の名称・目標値について<br>(3) 西宮市自殺対策計画（仮称）骨子案・施策体系の検討 |
| 令和5年8月21日                | 令和5年度第1回自殺対策推進本部<br>(1) 「西宮市自殺対策計画」骨子案について  |
| 令和5年10月4日                | 令和5年度第2回西宮市自殺対策庁内連絡会議<br>(1) 西宮市自殺対策計画 素案・指標の検討   |
| 令和5年10月25日               | 令和5年度第2回西宮市自殺対策ネットワーク会議<br>(1) 西宮市自殺対策計画 関連する取組等の検討   |
| 令和5年11月6日                | 令和5年度第2回自殺対策推進本部<br>(1) 「西宮市自殺対策計画」素案について   |
| 令和5年12月11日<br>～令和6年1月16日 | 「西宮市自殺対策計画（素案）」にかかる<br>意見提出手続き（パブリックコメント）の実施  |
| 令和6年2月5日                 | 令和5年度第3回西宮市自殺対策庁内連絡会議<br>(1) パブリックコメントの結果報告、計画案について   |
| 令和6年2月14日                | 令和5年度第3回西宮市自殺対策ネットワーク会議<br>(1) パブリックコメントの結果報告、計画案について   |
| 令和6年2月16日                | 令和5年度第3回自殺対策推進本部<br>(1) 「西宮市自殺対策計画」案について  |

### 3 用語集

| 用語               | 内容  |
|------------------|---|
| <b>あ 行</b>       |   |
| 生きることの阻害要因       | 失業や多重債務、生活苦等、自殺リスクを高める可能性が高いもののこと。  |
| 生きることの促進要因       | 自己肯定感や信頼できる人間関係等、自殺リスクを低下させる可能性が高いもののこと。  |
| いのち支える自殺対策推進センター | 自殺対策基本法の理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のP D C Aに取り組むための資料の提供や民間団体を含めた地域の自殺対策を支援している機関。   |
| <b>か 行</b>       |   |
| ゲートキーパー          | 自殺対策において、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。   |
| コンサルテーション        | 異なる専門性を持つ複数の者が、援助対象である問題状況について検討し、よりよい援助の在り方について話し合うプロセスのこと。  |
| <b>さ 行</b>       |   |
| 自殺総合対策大綱         | 自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めたもので、概ね5年を目途に見直すこととされている。平成19年6月に初めての大綱が策定されたのち、平成24年8月と平成29年7月に見直しが行われ、我が国の自殺の実態を踏まえ、令和4年10月に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。 |
| 自殺対策基本法          | 自殺の予防と防止、その家族の支援の充実のために制定された法律。平成18年10月に施行され、平成28年の改正において、自殺は個人の問題でなく社会全体で取り組むべき課題であることが追記され、社会的な取組を国や地方自治体、事業主等の責務とした。   |
| 自殺対策白書           | 自殺対策基本法第11条に基づき、毎年、国会に提出する年次報告書のこと。自殺の状況についての調査・分析や政府の自殺対策の取組についてまとめている。  |
| 自死遺族             | 自殺で身近な人を亡くし遺族となった人のこと。  |

| 用語                               | 内容  |
|----------------------------------|---|
| 新・にしのみや健康づくり21（第2次）<br>西宮市健康増進計画 | 平成25年3月に策定され、平成30年3月に中間見直しが行われた西宮市における市町村健康増進計画。「健康寿命の延伸」と「早世（早死）予防」を基本目標とし、市民一人ひとりの健康づくりの推進を図るための取組を定めた計画。   |
| スクールソーシャルワーカー                    | 教育機関を活動の場とする福祉事業（ソーシャルワーク）従事者のことをいい、主に家庭環境に起因した長期欠席や問題行動等のケースに対して、学校や関係機関と連携を図り、福祉的側面から児童生徒の置かれた様々な環境に着目し、支援や助言を行う。   |
| 生活困窮者                            | 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。  |
| 生活支援<br>コーディネーター                 | 住民同士による生活支援を行う担い手の発掘・養成等を行うとともに、地域資源の開発や地域の多様な主体のネットワーク構築に向け、そのコーディネート機能を担うために配置される職員のこと。   |
| 性的マイノリティ                         | 同性愛者、両性愛者、性別不平等の性的少数者のこと。   |
| 成年後見制度                           | 認知症、知的障害、精神障害等、精神上的の障害により、判断能力が十分でない方の権利や財産を守り、保護するために援助者を選任する制度。成年後見制度には、すでに判断能力が十分でない方に対して、申立てにより家庭裁判所が援助者を選任する法定後見制度と、将来判断能力が低下する場合に備えて、本人があらかじめ援助者や援助内容を公正証書で契約しておく任意後見制度がある。   |
| <b>た 行</b>                       |   |
| 地域包括ケアシステム                       | 高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を一体的に提供する体制のこと。   |
| 地域包括支援センター                       | 高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活を継続できるよう、どのような支援が必要かといった状況の把握を行い、日常生活に必要な課題を整理するとともに、介護サービスにとどまらず、介護保険制度外のサービス、関係機関、必要な制度への利用等につなげて支援を行う機関で、15の日常生活圏域ごとに設置されている。本市では地域包括支援センターを「高齢者あんしん窓口」と呼称する。 |

| 用語         | 内容   |
|------------|--|
| <b>な 行</b> |  |
| 西宮市総合計画    | 本市の最上位計画であり、長期的なまちづくりの基本的方向と、施策や事業を総合的、体系的に示している。「未来を拓（ひらく）文教住宅都市・西宮 ～憩い、学び、つながりのある美しいまち～」を都市目標に、令和10年度までのまちづくりを進めていくための指針となる計画。 |
| 認知症サポーター   | 認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族をあたたく見守る応援者。キャラバン・メイトが実施する「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある。   |
| <b>は 行</b> |  |
| PDCAサイクル   | Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。  |
| ひきこもり      | 様々な要因の結果として社会参加を回避し、原則6か月以上の長期にわたって、概ね家庭に留まり続けている状態の人のこと。  |
| 不登校        | 何らかの心理的、情緒的、身体的、又は社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、又はしたくともできない状況にあって、年間30日以上欠席した者（ただし、病気や経済的理由等によるものを除く。）と定義されている。                         |
| <b>ま 行</b> |  |
| 民生委員・児童委員  | 民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。<br>すべての民生委員は児童福祉法により児童委員も兼ねるため、民生委員・児童委員と呼ばれる。              |
| メンタルヘルス    | 精神面における健康のことをいい、「心の健康」「精神保健」「精神衛生」等と称される。  |



## 西宮市自殺対策計画

令和6（2024）年3月発行

編集・発行 西宮市保健所 健康増進課  
〒662-0911 西宮市池田町8番11号  
電 話 （0798）26-3160

食育・健康づくりマスコット「みやちゃん」

